

令和4年度第2回龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会

日 時：令和4年7月29日（金）

午後1時30分から

場 所：龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 龍ヶ崎市第3期地域福祉計画（素案）について

3 その他

4 閉 会

前回委員会での素案に関する議論 まとめ

<p>松尾委員</p>	<p>以前に比べて、どこがどこまでやるのかというところが見えるようになってきた。</p> <p>ただ、関係課が横断的にやるということを出すのなら、進行管理シート of 体裁も考えつつ、作成していただきたい。</p> <p>わざわざ難しい言葉を使わないで、わかりやすい言葉を使っていただきたい。主体が住民であるというのなら、詳しくない人にもわかるように書いていただければと思う。</p> <p>用語の統一をしていただきたい。区長だけなのか、自治会も含むのか、表記が不統一なだけなのか、違うことを言っているのかごちゃごちゃしている。</p>
<p>事務局 (市)</p>	<p>ご指摘を受け止め、今後書き直しをしていく中で気をつけていきたい。</p>
<p>披田委員</p>	<p>成年後見制度の利用促進計画が組み込まれていることについて。</p> <p>薄い冊子になったとしても分けるべきで、なぜこの計画に入れなければならないのか疑問。</p> <p>成年後見制度っていったいどういうものなのか、当事者になった場合もそうだが、なっていないときであったとしてもわかりにくい。このままでは入れ方が不親切。作らなければいけない行政計画なのだろうが、それならば余計に地域福祉計画に組み込むことについて述べるべきで、私は分けた方がはっきりすると思う。</p> <p>諮問書では、市はこの委員会に対して意見を求めるという内容になっていて、委員会が諮問を受けて書き上げるわけでもない。基本的には行政が作るものだと思うが、その関係についてもうちょっとははっきりさせた方がいい。</p> <p>9ページ下段の図表について、第2期計画の3ページに同種の図表があるが、今回の説明はこれとは異なるものだった。今回は中間的で横断的だという説明だったが、行政計画をまとめたものだとしてしまうと、地域福祉計画が、住民を主役にして協働の精神でやっていこうというときに、なじまないと思う。第2期計画の図は、生活課題や地域課題などさまざまな課題がある中の地域課題について、地域福祉計画でまとめていて、個別の福祉計画が関連していくという図だった。今回示された図と先ほどの説明では、上から下ろすという形になり、先ほどの協働という考え方と首尾一貫しなくなる。このような考え方とその示し方は問題ではないかと思う。</p>

	<p>ここはよく議論をした方がいいと思う。</p>
松尾委員	<p>成年後見制度について、私の家族もやろうとした。母が手術後に意思疎通が困難になり、家族でもなれると知って、兄が成年後見人になれないか調べたが、書類も煩雑で、兄自身と家族やきょうだいの財産を公開しないといけないなど、とてもハードルが高かった。</p> <p>今後、制度の活用が必要となる人が増えると思う。もう少し、書き方、内容、事例などに触れて、わかりやすくなるよう検討してほしい。</p> <p>9ページについては私もよくわからなかった。検討を深めていただきたい。</p> <p>終わりの方、42ページの文章を読んでも、主体が住民なのか誰なのか、よくわからなかった。この42～43ページの書き方は、検討が進めば変わっていくのではないと思う。</p> <p>2019年3月に、男女共同参画の推進計画を出した。ここには、この計画と類似するところも多いし、書き方なども参考になると思う。</p>
事務局 (市)	<p>成年後見制度の計画について、所管課ではなく、一体的に作っていくというところについては、所管外でもあり、この場では「分けます」とも申し上げられない。</p> <p>わかりやすい書き方や表記ということについては今後留意して書きなおしていく。</p> <p>また、事前質問でご指摘があったが、「中核機関にはもう少し載せるべき項目があるのでは」というご指摘については、さらに内容を充実させていくように、今後改良していく。</p> <p>そして、9ページの図に関しては披田委員のご指摘の通り。今回、佐伯係長の方で、策定にあたり、前期をベースにというわけではなく、1から作りなおしている。その過程において、前例踏襲すべき部分を変えてしまったミスだと思う。改めて検討しなおしたい。</p>
披田委員	<p>9ページ後段はぜひ再検討していただきたい。</p> <p>私は、最上位計画の審議会の委員でもあり議論に加わっている。そこでは、地域福祉計画は、ほかの個別計画と少し性格が違うけれども同じように並べていて、それらを総括するものとして最上位計画がある。</p> <p>第2期のこの図にしても、わかりやすいとは言いが、苦労して作った結果のものだと思う。</p> <p>ただ、地域福祉計画っていうのはそもそも何なのかというのは、今後もずっとついて回ること。それを行政計画として出すことの難しさ、悩ましさ、その過程をもう少し議論して、進めていっていただ</p>

	<p>きたい。</p> <p>成年後見制度に戻るが、本当にこの計画に入れるのがいいのか。事前質問の回答では、8割の自治体がくっつけているというが、積極的に進めていくというところまで行っていないからくっつけてしまえという感じで、安直にも見える。</p> <p>また構成は組み替えるという話だが、なじまないというか、なぜここに組み入れるのか、付録ではないということなら、後ろに合冊という形もあり得るが、法的根拠だけでなく、これからやろうとすることなどを考えると、別にしていった方が使いやすいと思う。</p> <p>健全長寿課はここまでの間に検討しているのか、むしろおかしくなっているのではないか。他の自治体がそうだったにしても数ページだったとしても別に作った方がいい。</p> <p>理解を深めて利用促進という点で言えば、わかりやすく作ることになるだろうし、事例の紹介や関連資料をつけたら、もっとページ数が増えて単独の冊子にできて使いやすいものになるのではないか。地域福祉に関係することだとは思いますが、この計画に無理に組み込まない方がいい。</p>
事務局 (市)	<p>地域福祉計画の根幹は、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら暮らしていける世の中を作っていこう、ということ。困っている人が行政サービスにつなげるなどというのが基本にある。先ほど成年後見制度の計画と地域福祉計画とのつながりという話があったが、認知症の方なども成年後見人をつければ地域で暮らし続けられる。この権利擁護の仕組みを広げていこうというところで、計画を策定せよという流れの中で、地域福祉計画の中に柱を立てて織り込んでいこうということとした。</p> <p>現時点の素案では唐突の感は否めないところであり、改善が必要だと考えている。載せ方について、考え方は計画の中で述べ、計画自体は後ろに付けるという方法も考えられる。検討したい。</p>
青山委員	<p>民生委員をやっていた時にも感じたが、なじんでいる方もあるが、成年後見制度は使い勝手が悪い。家族信託という制度もあることを知っておいてほしい。</p>
披田委員	<p>社会福祉協議会の活動計画と一体的に策定することについて事前質問し、その点を記述していくとの回答だった。しかし、私は、そもそも社会福祉協議会は市と別の機関だから、一緒に作るというのは根本的に違うと思っている。</p> <p>そもそも社会福祉協議会はいったい何であって、地域福祉の中でど</p>

	<p>ういう役割を持っているのか。市民の側からするとよくわからない。代表である会長は市長がなっていて、同じ市町村に1つだけと法規定されているし、立ち上げの際に市が出資しているところから公的性質を持っているのは否定しないが、基本的には民間団体。市の取組をたくさん担っていて、第2の福祉事務所の様相。また市民から寄付を募り寄付者を「会員」として作っている民間の機関で、より住民に近いところで福祉を実践していく機関なのだと思う。市は税金等を投入して福祉を担ってもらっているが、市は社協にどういう役割を期待しているのか。一体的に作っているが、この計画を作っている市と社協の2者の関係がはっきりしない。回答には言及するとあるけれど、どう言及するのかの議論が必要だと思う。</p> <p>地域福祉の実践にあたっては、社協がしっかりやれるかというのは重要事項ではないかと思っている。</p>
事務局 (社協)	<p>役割分担については、素案 42 ページにまとめてあるが、市も社協も、担う役割は違っても、地域福祉の推進に向かっていく思いは一緒。その意味もあって一体的に策定している。</p> <p>役割の記述については、今後検討を深めていきたい。</p>
披田委員	<p>今質問したポイントは、どう書けるのかというところだった。</p> <p>素案 42 ページの表について触れられた。だが、この分類を見ると、民間の福祉事業者と社協は別の区分になっている。なぜわざわざ分けて市と並んでいるのか、計画を作る機関として特別扱いするのか、そのところ、どう説明がつくのか。社協は社協として、こういうことを実践していくと示す意味で、事業を並べる方がいい。市の計画と一体になることによって、あいまいになってしまっている。そこをきちんと記述してもらわないと、社協は市と同じ、第2の福祉事務所、という印象をぬぐえない。ぜひ検討していただきたい。</p>
稲川委員	<p>市は地域福祉計画を作って、社協は地域福祉活動計画を作るのか。一緒になっているということなのか。</p>
事務局 (市)	<p>第2期計画では、市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画を一体的に策定すると明記していて、それぞれの役割が書き分けられていた。</p> <p>ところが、今回の素案は両者の役割が書き分けられておらず、その点が不明瞭になってしまっていて、それが議論になっている。整理が難しいなら両者別々に策定するべきではないかというのが披田委員のご指摘で、事務局はそこを整理することが求められていると認識している。</p>

<p>武田委員</p>	<p>議論を聞いているけど、半分以上理解できない。また、書類が多い。私は自営業でずっとやってきたので、そういう立場からすると、書きすぎているように感じる。役員会で、書類が届いたので読んでご意見のある方はどうぞと言ったが、誰も読まなかった。分厚いし面倒だし、市にお任せという感じ。</p> <p>我が家の近くに社協中央支所ができたので、わからないことがあったら全部聞いて教えてもらっている。だから、この委員会で議論されていることについて、何やってるの？ と聞かれても、説明できない。私にしてみれば、社会福祉課も社会福祉協議会も同じ。</p> <p>それから、難しい言葉ではなくわかりやすい言葉で、カタカナも一般にわかる言葉くらいにしてもらいたい。そして、字を大きくしてほしい。拡大鏡で追いながら読んでも、頭に入っていない。読みやすさに配慮してほしい。</p> <p>たとえば、こういう冊子を作るときに、何人かの委員に入っていたいて、ここをもっとわかりやすく、など意見を入れたらどうかと思うが、どうか。</p>
<p>披田委員</p>	<p>研究会といった分科会を設けて、そこで議論したり意見をもらったりということはある。</p>
<p>佐藤委員長</p>	<p>たしかに、地域の皆さんの計画で、皆さんが使っていくためには、使いやすい計画でなければならない。</p>
<p>遠田委員</p>	<p>第2期計画でも委員として関わっていた。</p> <p>今回の計画策定にあたり、基本理念を変えるという話だった。</p> <p>これまでの議論の中でも、「支え合い」という言葉が出てきた。地域福祉を語ると必ず出てくる言葉だが、この言葉は「機構的」「建築的」である。つまり、何かと何かが必要なければ成り立たない。</p> <p>具体的な説明はなかったが、第2期から第3期の間に、この機構が壊れつつある、バランスが崩れている、というような危機感を、事務局は感じているのではと思った。本当はこういう支え方をしてほしいとか、人員が足りないとか、日々の業務の中で感じているものが背景にあるのだろうと感じた。</p> <p>コミュニティとかコミュニケーションに共通する基になったラテン語の言葉は、支え合うではなく「分かち持つ」。第2期の理念には、ささえあいのほか、やさしい、ふれあい、という言葉が出てくるが、それはこの「分かち合い」という考え方をイメージしていた。第2期計画には、第1期や第2期の策定時のメンバーの考え方が反映されていたと感じていた。今回はフルモデルチェンジのようになっており、当</p>

	<p>時の分かち合いという考え方が消えてしまったような気がして、事前質問した。当時は、支え合いという機構的な部分もありつつ、優しさやぬくもりなど感性に訴える部分も入れながら作った。その中にあって今回の素案を見たら、機構的な方向に大きくシフトしていると感じた。その背景には、危機感があるのではないかと推察した。</p>
事務局 (市)	<p>地域福祉という言葉で示される範囲のものを広く集めて、1冊の計画に取りまとめていくにあたって、一度ゼロベースで考えて、現在の様々な地域課題のどの部分に注目すべきかをもとに分けていった。そこにアドバイスをもらいながら組み上げていった結果が、今回ご提示している素案である。</p> <p>機構的だというお話について、明示的に書いたつもりはないが、現状をどうにかしてほしいという声が聞こえてくると、そちらに引っ張られてしまった部分もあるかもしれない。</p> <p>今までいただいたご意見を参考に、組み方、思いの込め方、そしてわかりやすさ。伝わらなければ仕方がないので、そういったことに留意しながら改めていきたい。</p>
事務局 (市)	<p>最上位計画にも、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら暮らしていく、ということが書かれている。</p> <p>危機感という話が出たが、行政の人間はみな危機感を持っていると思う。家族の考え方が、昭和のころと大きく変わっていつている。以前は夫婦と子供2人だったが、今は単身世帯の方が上回っている。結婚をしない人が増え、地域を支える担い手となる人も減っている。そのため、いろいろなことを考え直さなければならない状況。</p> <p>みんな地域に住んでいる。問題も地域から起こってくる。なので、地域を主体にして、皆さんが支え合いながら、必要なサービスにつながりながら、そこで生きがいを持って幸せに暮らしていける、というのが大切ではないか、との思いがある。</p> <p>支え合いという言葉が、今回のスローガンではなくなってしまうが、スローガンについては考え直せるので、ご意見をもとにいくつか候補を挙げながら皆さんで決めていくのもいいのかなと思っている。</p>

龍ヶ崎市第3期地域福祉計画
龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画

～やさしさ ふれあい ささえあい みんなで育てる めくもりのあるまち～

(素案)

龍ヶ崎市

社会福祉法人 龍ヶ崎市社会福祉協議会

はじめに

(市長・社協会長のことば)

目次

はじめに	i
第1章 計画の概要	1
第1節 地域福祉とは ―地域福祉の定義―	3
第2節 なぜ計画策定が必要なのか ―計画策定の背景と趣旨―	4
第3節 本計画の位置づけ	8
第4節 計画の期間	9
第5節 計画の策定にあたって	10
第2章 地域福祉に関する現状と課題	11
第1節 龍ヶ崎市の現状	13
第2節 課題の整理 ―第2期計画の内容の検証と事前調査―	34
第3章 計画の方向性	43
第1節 基本理念・基本目標の承継	45
第2節 計画の体系	46
第3節 地域福祉推進3か条	48
第4章 地域福祉の取組	49
第1節 やさしい思いやりの心を育てる人づくり	52
第2節 ふれあいの輪を広げるつながりづくり	55
第3節 みんなでささえあう地域づくり	63
§ 龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画	68
第4節 人にやさしいまちづくり	71
第5章 計画の推進体制	83
第1節 地域福祉推進の考え方	85
第2節 計画推進のための役割分担	86
第3節 取組の点検・評価・見直し	87

資料編	89
-----------	----

第1章 計画の概要

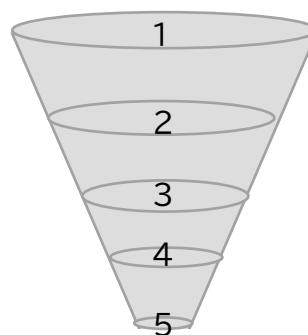
第1節 地域福祉とは —地域福祉の定義—

地域福祉とは、「住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるように、地域住民が主役になって、関係する機関や団体と協力して取り組む、地域の課題解決に向けた取組」を言います。

福祉というと、障がい者や高齢者などいわゆる社会的弱者に対する支援をイメージするかもしれませんが、しかし、上で定義したとおり、福祉が「誰もが安心して暮らせるよう進める取組」だとすると、困っていることに対して手を差し伸べること、生きづらさの原因を取り除いて誰もが暮らしやすくなるよう努めることも、福祉であると言えるでしょう。

では、地域についてはどのように捉えればよいのでしょうか。「地域」という言葉が使われるとき、その範囲は常に同じというわけではありません。本市においては、以下のような単位が考えられます*1。

- 1 市全域
- 2 地域コミュニティ協議会（13地区）
- 3 住民自治組織（区・自治会・町内会など）
- 4 住民自治組織内の班
- 5 隣近所



取組内容によっては「地域」の意味する範囲が異なる場合もありますが、本計画では、いずれも対象として考えます。

*1 この地域の分け方については、別の考え方もある。たとえば、『高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画』では、市全体を4つの日常生活圏域（西部・北部・東部・南部）として設定している（同書：34ページ）。

第2節 なぜ計画策定が必要なのか ―計画策定の背景と趣旨―

本市、社協の取組状況

本市は、平成22（2010）年に「龍ヶ崎市地域福祉計画（以下、「第1期計画」という。）」を策定し、また、社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、同年に「龍ヶ崎市地域福祉活動計画」を策定し、地域との協働のもとに地域福祉を推進してきました。

平成29（2017）年には、地域福祉推進のための理念や仕組みと、それを実行するための活動・行動のあり方を一体的に定めるため、本市と社協が合同で「龍ヶ崎市第2期地域福祉計画（以下、「第2期計画」という。）」を策定しています。

第2期計画の計画期間は、本市の最上位計画である「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」に合わせて令和3（2021）年度までとしていましたが、最上位計画が令和4（2022）年12月まで9か月延長したことから、第2期計画も延長することとしました。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
市	龍ヶ崎市地域福祉計画 平成22年度から28年度まで							龍ヶ崎市第2期地域福祉計画					
社協	龍ヶ崎市地域福祉活動計画 平成22年度から26年度まで					----->		平成29年度から令和3年度まで ※令和4年12月まで9か月延長					

社会の動向

全国的に少子高齢化や人口減少が進む中、高齢者世帯や単身世帯の増加により、社会的孤立、家族での支えあいの機能の低下、個人の価値観の多様化などに伴い、地域のつながりが希薄化してきています。

さらに、ひきこもりや支援拒否などによる社会からの孤立、8050問題*²、ダブルケア*³や虐待・暴力などが社会問題となっており、地域社会に暮らす人々の抱える課題は多様化し、複雑さの度合いも増しています。そのため、公的サービスでは制度の狭間にいる人に十分な支援が届かないなど、従来の体制では対応が難しいケースもみられるようになりました。

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指し、17のゴールと169のターゲットを設定し、誰ひとり取り残さないという原則を掲げています。市町村においてもSDGsの達成に向けて各種取組の促進が求められています。



また、令和2（2020）年の年明けから広がった新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の行動は大きく変わりました。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、これからは「新しい生活様式」に順応していくことが求められています。一人ひとりが基本的な感染対策を実践するほか、日常生活の中で新たな生活様式やスタイルを取り入れていく必要があります。

*² 80代の親とひきこもる50代の子どもの経済的・精神的な問題

*³ 子の育児と親の介護が同時進行している状態

国・県の動き

国では、平成 28（2016）年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。これは、子ども・高齢者・障がい者など地域で暮らす全ての人が「支え手」と「受け手」という関係を超えて、自らが「我が事」として役割を認識し、支えながら人と人・人と資源を世代や分野を乗り越え、「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりが地域で暮らし、生きがいを共に創り自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指すこととされました。

これを受けて、平成 30（2018）年 4 月に、地域福祉計画策定の努力義務化や、福祉分野の共通事項を記載する「上位計画」としての位置づけを示した改正社会福祉法が施行されました。

さらに、令和 3（2021）年 4 月には、重層的支援体制整備事業を推進する旨の改正がありました。これは、市町村ですで行っている相談支援など既存の取組を生かしつつ、部署を超えて横断的に対応し、支援する考え方です。生活などに課題を抱えた人や世帯を地域につなぐこと（参加支援）、専門機関につなぐこと（相談支援）、様々な活動を行って地域の人々をつなぐこと（地域づくりに向けた支援）を目標としています。

相談支援では、断らないこと・寄り添うことが求められ、支援者側から支援を必要とする人に関わっていく「アウトリーチ」や、継続的にゆるくつながり続ける「伴走支援」といったキーワードが示されました。

茨城県では、社会福祉法第 108 条の規定に基づき、県の地域福祉の向上と市町村地域福祉計画の推進を支援するために、茨城県地域福祉支援計画を策定しています。平成 31（2019）年 3 月に策定した地域福祉支援計画（第 4 期）の中では、「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」を目標に、「支え合いの地域づくり」、「支え合いを狙う人材づくり」、「地域を支える環境・基盤づくり」の 3 つのチャレンジを柱に設定して、広域的な立場から、市町村や地域の自立的な取組、連携・協働に向けた取組を支援しています。

本計画策定の趣旨

ここまで述べてきたことを踏まえて、本市では引き続き、地域住民が主役となってお互いに助けあい、支えあい、多様な関係者がそれぞれの役割を果たしながら協力しあうことによって地域福祉を推進していくことを目指します。

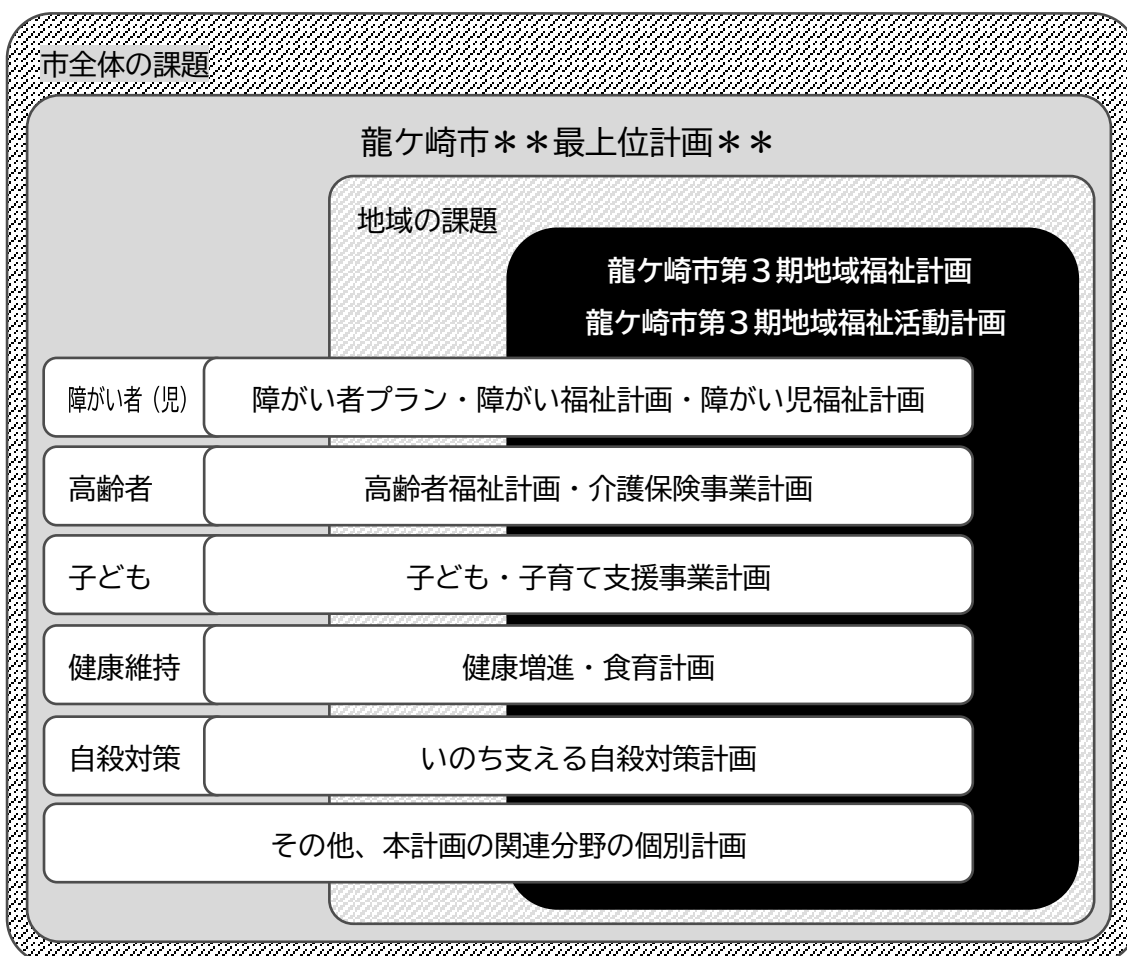
地域課題の解決に多様な関係者が一丸となって取り組むために、本市と社協は、何ができて何をすべきか、計画を策定し、それを示す必要があります。そこで、第2期計画の体制や取組を見つめなおし、本市の地域福祉をさらに充実させるため、「龍ヶ崎市第3期地域福祉計画・龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

第3節 本計画の位置づけ

本市の他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「**最上位計画**」や社会福祉法の規定などに則って策定する、地域福祉に関する個別計画です。しかし、他の個別計画は市全体が対象であって、その一部で地域に関して触れているのに対して、本計画は様々な分野の地域福祉に関する事項を横断的に取りまとめた計画です。そのため、本計画では、関連する他の個別計画とも連携しながら、地域福祉を推進します。

また、「第4章 地域福祉の取組 第3節みんなでささえあう地域づくり 3-1-4 権利擁護の推進」中、成年後見制度の利用促進について、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付けます。



地域福祉活動計画との一体的な策定について

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織として、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指して様々な取組を行っています。

この中において、社協では、その推進のための具体的な活動を定めた民間計画（地域福祉活動計画）を平成 22（2010）年に策定しました。その後、第 2 期策定にあたり、市の策定した地域福祉計画においても同じ地域福祉を推進していくという共通目的があることから、両者はいわば車の両輪のような存在であり、それぞれの特徴を活かしながら「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」を一体的に策定することで、社協はもとより市や地域住民など、地域に関わる関係者それぞれの役割や協働がより明確化され、地域福祉の推進にも有効であると考え、平成 29（2017）年、本市と社協は合同で第 2 期計画を策定しました。

本計画においても、引き続き連携して取り組むことが地域福祉の推進にもっとも効果的であると判断し、両計画を一体的に策定することとします。

第 4 節 計画の期間

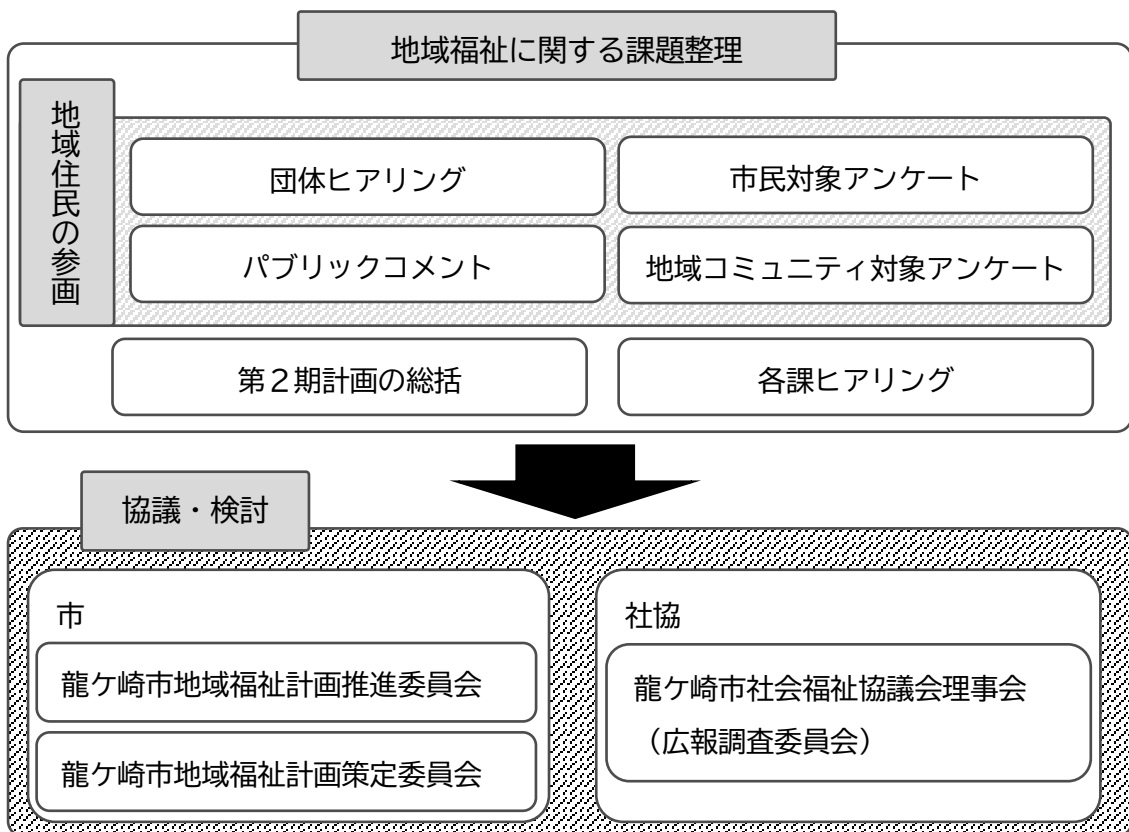
本計画の期間は、**最上位計画**と同じく、令和 5（2023）年 1 月から令和 13（2031）年 3 月までの 8 年 3 か月とします。

また、本計画の期間が 8 年に及ぶため、中間である 4 年後に内容の見直しを図ります。その際、新たな課題が顕在化することなどが想定されることから、その時点での状況を鑑みて検討することとします。

第5節 計画の策定にあたって

本計画の策定にあたり、振り返りとして第2期計画の総括を行いました。また、地域住民の参画を得るために、市民や地域コミュニティ協議会を対象としたアンケート調査や、地域福祉に関する事業の実施団体や実践者などからのヒアリングを実施するなど、ご意見をいただきました。（→第2章第2節）

これらを踏まえつつ、龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会*⁴、社協理事会（広報調査委員会）で策定における複数の段階で内容を諮り、龍ヶ崎市地域福祉計画策定委員会*⁵で協議、検討を行いながら、策定を進めました。



*⁴ 市の附属機関で、地域福祉に関する有識者、地域福祉活動の実践者と公募市民などからなる。地域福祉計画の策定に関することや、地域福祉の推進に関することを所掌する。

*⁵ 庁内の関係課長と社協事務局長からなる機関で、地域福祉計画の策定に関して調査及び検討を行う。


第2章 地域福祉に関する現状と課題

第1節 龍ヶ崎市の現状

地勢

龍ヶ崎市は、茨城県南部、都心から北東に約45キロメートル、筑波研究学園都市から南に約20キロメートル、成田空港から北西に約20キロメートルのところに位置しています。

市の西部には自然豊かな牛久沼を有し、小貝川が流れています。北部には龍ヶ崎ニュータウンの住宅地区と森林、南部には広大な田園地帯が広がっています。



地勢（龍ヶ崎市及びその近隣）に関する図

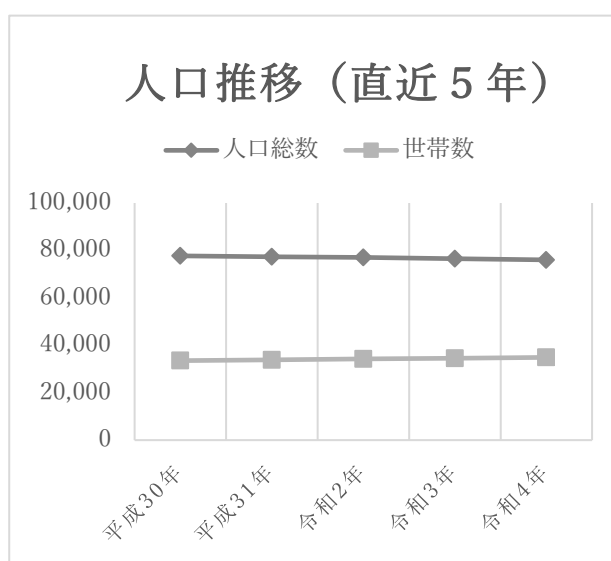
人口

直近5年のグラフでは見た目にはわかりにくいですが、5年単位の推移でみるとわかる通り、人口は平成19（2007）年を境に漸減、世帯数は漸増となっています。1世帯当たりの世帯員数は、昭和62（1987）年で約3.47人、令和4（2022）年では約2.18人となっており、世帯員数は減少傾向にあります。

○人口推移（直近5年）

	人口総数	世帯数
平成30（2018）年	77,699	33,528
平成31（2019）年	77,366	33,852
令和2（2020）年	76,988	34,199
令和3（2021）年	76,505	34,562
令和4（2022）年	76,009	34,884

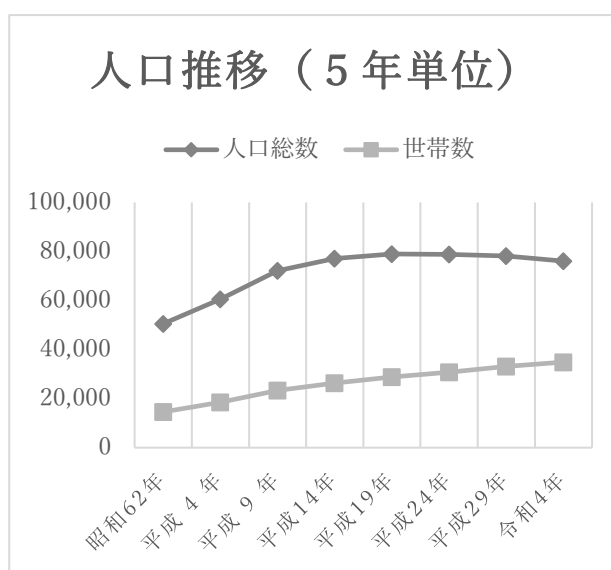
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）



○人口推移（5年単位比較）

	人口総数	世帯数
昭和62（1987）年	50,535	14,577
平成4（1992）年	60,547	18,516
平成9（1997）年	72,179	23,397
平成14（2002）年	77,119	26,333
平成19（2007）年	78,979	28,841
平成24（2012）年	78,865	30,781
平成29（2017）年	78,115	33,133
令和4（2022）年	76,009	34,884

出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）



地区別の人口分布（令和4年4月1日現在）



○年齢別人口の比較（年少人口：0～14歳、高齢人口：65歳以上）

平成28（2016）年4月1日

地区名	人口	年少人口	年少率%	高齢人口	高齢化率%
龍ヶ崎	9,319	819	8.8	2,890	31.0
大宮	3,472	289	8.3	1,231	35.5
長戸	1,987	156	7.9	746	37.5
八原	11,457	2,091	18.3	1,868	16.3
馴染	12,792	1,395	10.9	3,293	25.7
川原代	3,780	374	9.9	1,201	31.8
北文間	2,979	168	5.6	1,012	34.0
龍ヶ崎西	5,769	475	8.2	1,963	34.0
松葉	5,008	509	10.2	1,616	32.3
長山	5,020	700	13.9	1,261	25.1
馴染台	4,967	672	13.5	997	20.1
久保台	6,547	914	14.0	935	14.3
城ノ内	5,471	1,147	21.0	738	13.5
全体	78,568	9,709	12.4	19,751	25.1

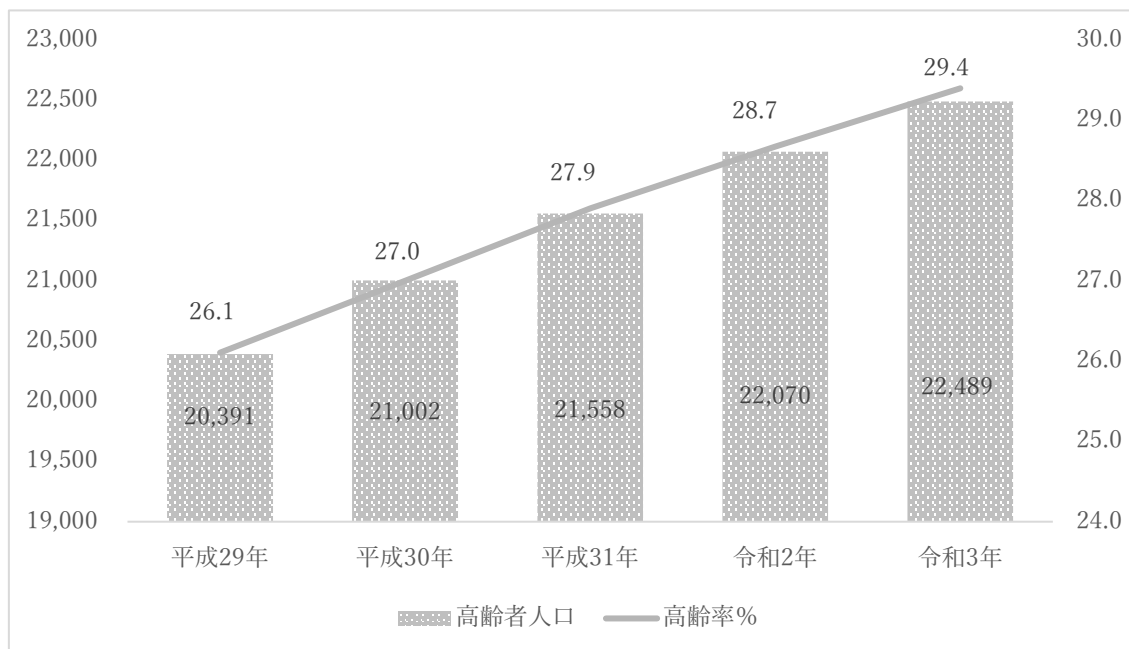
令和4（2022）年4月1日

地区名	人口	年少人口	年少率%	高齢人口	高齢化率%
龍ヶ崎	8,722	677	7.8	2,983	34.2
大宮	3,118	224	7.2	1,266	40.6
長戸	1,708	108	6.3	764	44.7
八原	12,083	1,765	14.6	2,214	18.3
馴染	12,302	1,170	9.5	3,797	30.9
川原代	3,542	278	7.8	1,289	36.4
北文間	2,642	123	4.7	1,237	46.8
龍ヶ崎西	5,369	375	7.0	2,087	38.9
松葉	4,757	418	8.8	1,995	41.9
長山	4,808	596	12.4	1,655	34.4
馴染台	4,750	552	11.6	1,322	27.8
久保台	6,194	672	10.8	1,351	21.8
城ノ内	6,014	1,026	17.1	923	15.3
全体	76,009	7,984	10.5	22,883	30.1

出典：住民基本台帳 ※平成28年、令和4年いずれも

○高齢者人口（65歳以上）の推移

65歳以上の高齢者人口と高齢化率は、いずれも年を追うごとに増加しています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

○要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、全体的に概ね増加傾向にあります。

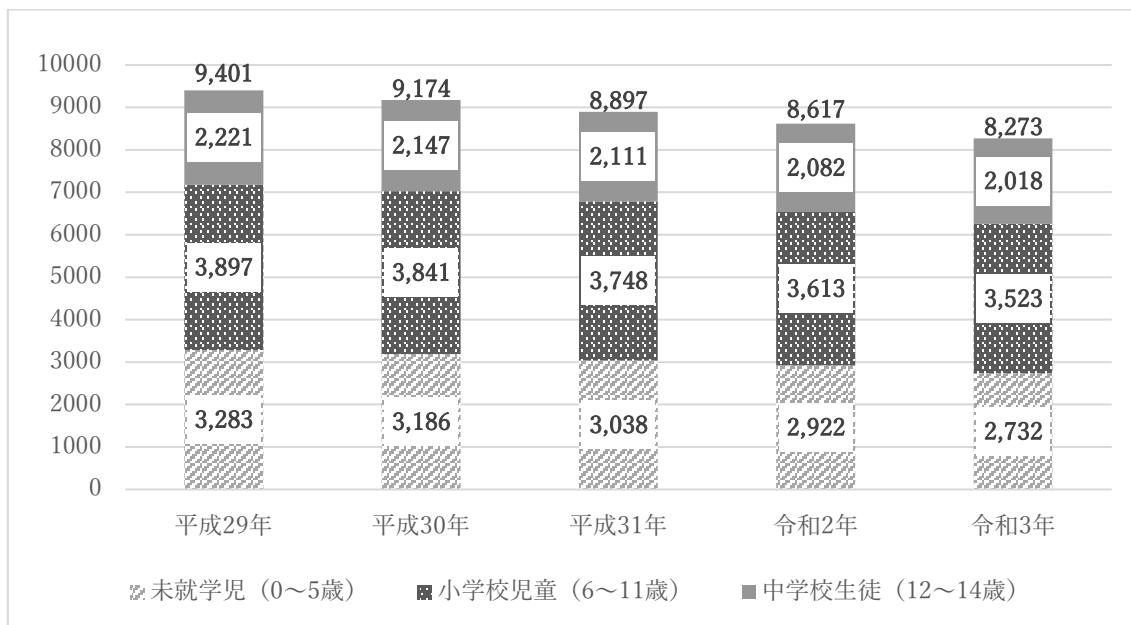
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
要支援1	199	176	214	208	203
要支援2	283	281	295	333	324
要介護1	575	636	603	612	642
要介護2	461	454	512	524	541
要介護3	431	416	453	487	491
要介護4	344	406	408	421	443
要介護5	297	305	296	312	339
合計	2,590	2,674	2,781	2,897	2,983

※第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）の要介護等認定者数

出典：介護保険事業状況報告（各年度末日（翌年3月31日）現在）

○未就学児・小学校児童・中学校生徒の人数の推移

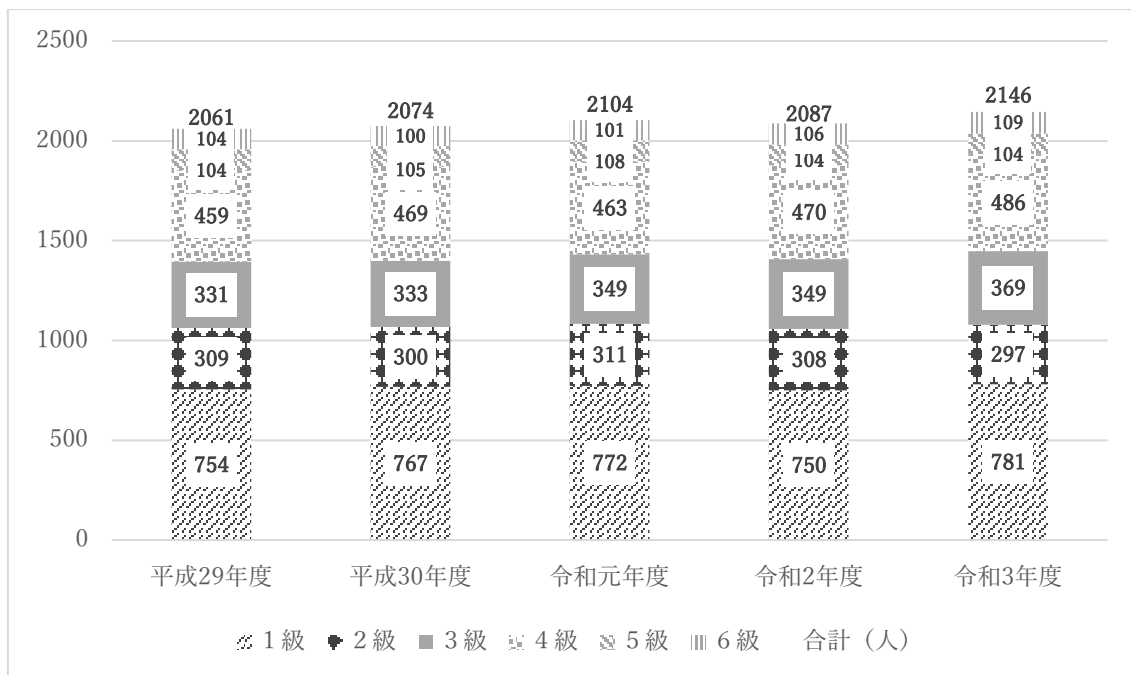
未就学児、小学校児童、中学校生徒のいずれの人数も減少傾向にあります。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

○等級別身体障害者手帳所持者数の推移

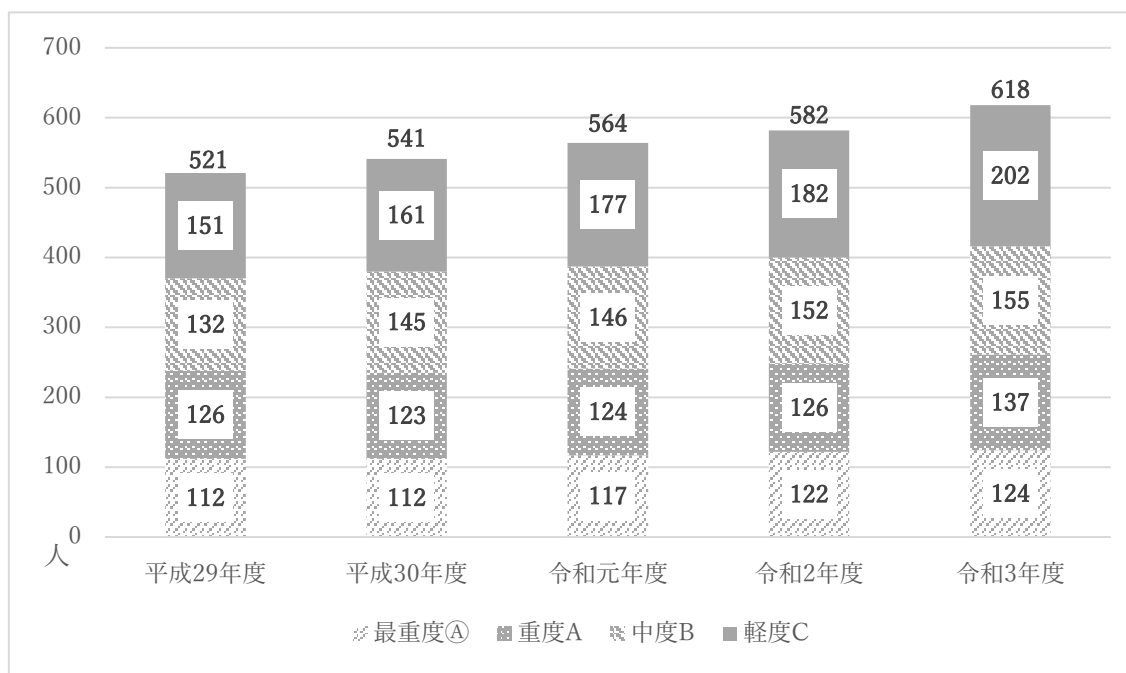
身体障害者手帳所持者数は、2,000～2,100人程度で推移しています。



出典：身体障害者手帳交付者数 市町村別交付者数一覧（各年度末日（翌年3月31日）現在）

○療育手帳所持者数の推移

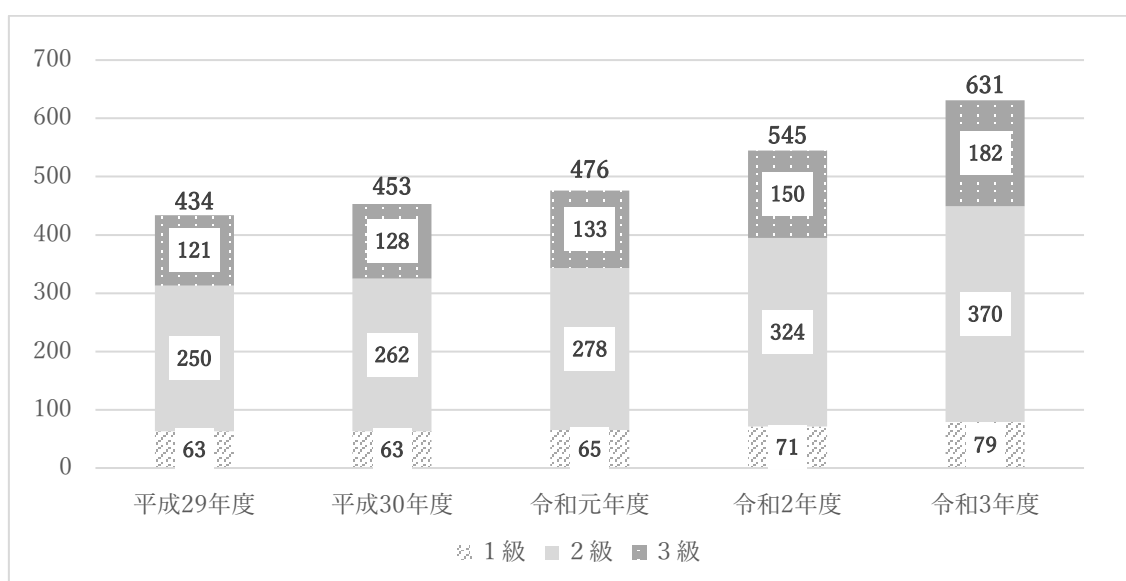
療育手帳所持者数は、毎年 20～30 人程度の割合で増加しています。



出典：療育手帳 障害程度・市町村別交付者数一覧（各年度末日（翌年 3 月 31 日）現在）

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

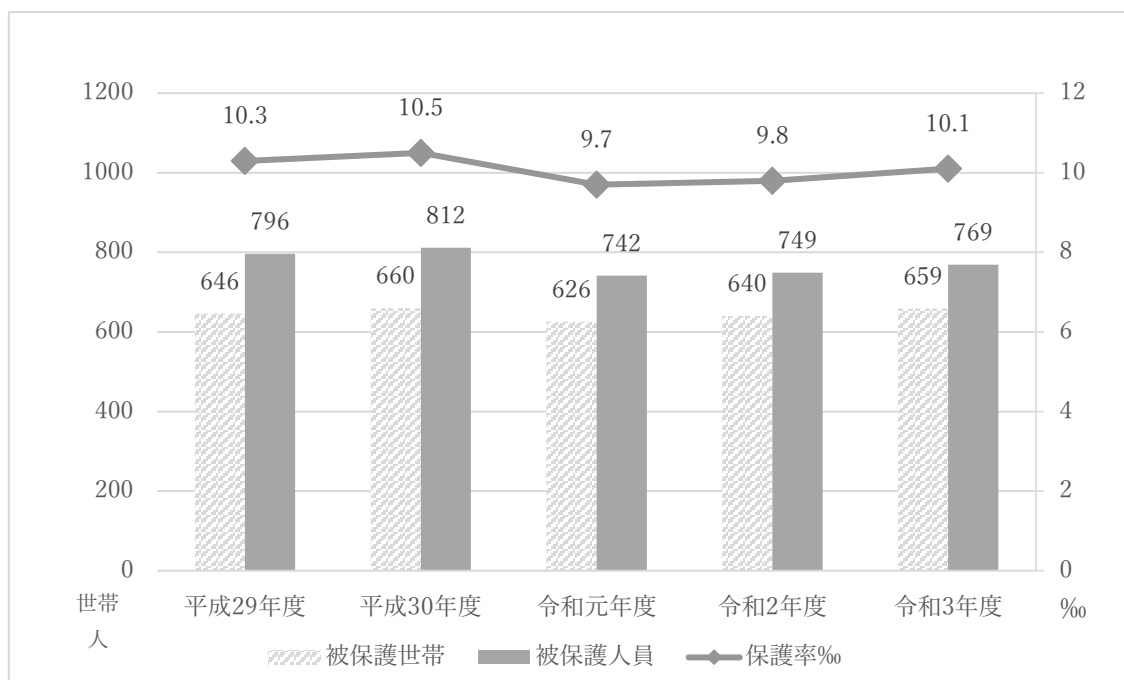
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度までは 20 人程度の増加ですが、令和 2（2020）年度は 69 人、令和 3（2021）年度は 86 人と大きく増加しています。



出典：精神障害者保健福祉手帳交付者数 市町村別交付者数一覧（各年度末日（翌年 3 月 31 日）現在）

○生活保護受給者数の推移

生活保護受給者数は、平成30（2018）年度まで増加傾向にありましたが、令和元（2019）年度に減少し、その後ほぼ横ばいです。全人口に対する被保護者数の割合である保護率も、同様の動きを見せており、令和3年度は10.1%^{*6}となっています。



出典：市町村別保護状況（各年度末日（翌年3月31日）現在）

○地域資源データについて

社協では、地域コミュニティ協議会単位で、地域活動に関する様々な情報を収集し、データベース化しています。次ページからは、その一部の内容について全13地区の概況を紹介します。

^{*6} パーミル（千分率）。ここでは10.1%とあるので、1,000人あたり10.1人のこと。


【龍ヶ崎地区】

<p>【龍ヶ崎地区】令和4年4月1日現在</p> <p>人口：8,722人</p> <p>年少人口：677人（7,8%）</p> <p>高齢人口：2,983人（34,2%）</p> <p>住民自治組織数：24</p> <p>協議会：龍ヶ崎地域コミュニティ協議会（平成25年度設立）</p> <p>委員会：総務広報/文化/体育/防犯/防災/福祉</p> <p>民生委員児童委員：21人</p> <p>学校：龍ヶ崎小学校・龍ヶ崎中学校</p>	
<p>長寿会</p>	
<p>11単位（龍ヶ崎地区：根町長寿会・田町長寿会・横町長寿会・城下フレンド会・緑町新寿会・上町いきいきクラブ・下町東長寿会・下町上ひな菊クラブ・砂町長寿会・出し山龍山クラブ・野原町あけぼの会）</p>	
<p>市子連（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p>	
<p>6単位（上町・根町・砂町・出し山野原・緑町・下町）</p>	
<p>防災 ※土砂災害警戒区域あり</p>	
<p>コミュニティ協議会）小学校合同避難訓練/流通経済大学の協力によるAED訓練等</p> <p>◇地域防災計画の策定：なし</p> <p>◇消防団：5部隊（うち1部隊が龍ヶ崎西地区も管轄）</p> <p>◇防災士数：19名</p>	
<p>世代間交流</p>	
<p>コミュニティ協議会）歩け歩け大会/もちつき交流/※「わたげん」：「わたしたち元気，お年寄りも元気」の略。</p> <p>※小学校の昼休みに高齢者と児童が輪投げ等の遊びを通して交流。</p> <p>自治組織）野原・出し山地区で町内運動会実施/ふれあい交流会（年1回12月：小学4年生と地区長寿会と交流）</p> <p>地区内の高齢者との昔遊び・伝承遊びを通じた交流（小学4年生）</p>	
<p>福祉</p>	
<p>コミュニティ協議会）福祉講演会/小学校でのあいさつ運動（月1回）</p>	
<p>防犯</p>	
<p>コミュニティ協議会）防犯講習会/防犯パトロール（地区内を6ブロックに分けて，年2回夜間パトロール）</p>	
<p>サロン活動（住民同士が協働で企画し，内容を決め，ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動）</p>	
<p>3箇所（いずれも高齢者対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p>上町（5区）・下町（3区）・根町（5区）・砂町（2区）・出し山町（2区）・富士見（2区）で独自に町内会を組織</p>	
<p>そのほか</p>	
<p>コミュニティ協議会）広報紙「つどい城山」発行</p>	


【大宮地区】

<p>【大宮地区】令和4年4月1日現在</p> <p>人口：3,118人</p> <p> 年少人口：224人（7.2%）</p> <p> 高齢人口：1,266人（40.6%）</p> <p>住民自治組織数：15</p> <p>協議会：大宮ふるさと協議会（平成27年度設立）</p> <p>委員会：生活安全/文化体育/健康福祉/環境美化/総務広報</p> <p>民生委員児童委員：7人</p> <p>学校：大宮小学校・龍ヶ崎中学校</p>	
<p>長寿会</p>	
<p>6単位（大宮地区：宮前長寿会・久夫若人長寿会・戸張健康クラブ・小山東長寿会・宮淵上長寿会・宮淵下長寿会）</p>	
<p>市子連（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p>	
<p>1単位（大宮）</p>	
<p>防災</p>	
<p>コミュニティ協議会）小学校合同防災訓練/防災研修会（令和3年度より防災訓練実施）</p> <p>◇地域防災計画の策定：なし</p> <p>◇消防団：4部隊</p> <p>◇防災士数：7名</p>	
<p>世代間交流</p>	
<p>コミュニティ協議会）小学校と協議会の合同運動会開催（9月）/夏休みボーリング大会</p>	
<p>福祉</p>	
<p>コミュニティ協議会）大宮ふるさと協議会交流会/体操/ウォーキング/バタック大会/輪投げ大会/グランドゴルフ大会</p>	
<p>防犯</p>	
<p>コミュニティ協議会）パトロール/登下校の見守り/防犯講習会/（年1回、大宮ふるさと協議会交流会時）</p>	
<p>サロン活動（住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動）</p>	
<p>1箇所（高齢者対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p>東ブロック（宮淵、小山東、梶内）・西ブロック（戸張、上大徳、上大徳新町）・ 南ブロック（小関、千秋、下佐沼、上佐沼、北河原）・北ブロック（深堀、関、宮前、久夫）</p>	
<p>そのほか</p>	
<p>コミュニティ協議会）広報紙「えがお」発行/ふるさと祭り/親睦研修旅行等</p>	

【長戸地区】

<p>【長戸地区】令和4年4月1日現在</p> <p>人口：1,708人</p> <p>年少人口： 108人（6,3%）</p> <p>高齢人口： 764人（44,7%）</p> <p>住民自治組織数：7</p> <p>協議会：長戸コミュニティ協議会（平成28年度設立）</p> <p>委員会：防犯・防災/スポレク健康・福祉/環境・文化/広報調査</p> <p>民生委員児童委員：4人</p> <p>学校：城ノ内小学校・城ノ内中学校</p>	
<p>長寿会</p>	
<p>3単位（長戸地区：塗高長寿会・薄倉町ことぶきクラブ・大塚町豊友会）</p>	
<p>市子連（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p>	
<p>加入子ども会なし</p>	
<p>防災 ※土砂災害警戒区域あり</p>	
<p>コミュニティ協議会）防災訓練</p> <p>自主防災組織）各組織ごとに個別訓練を実施</p> <p>◇地域防災計画の策定：平成30年7月策定済</p> <p>◇消防団：6部隊</p> <p>◇防災士数：9名</p>	
<p>世代間交流</p>	
<p>コミュニティ協議会）コミュニティ大運動会/コミュニティまつり</p>	
<p>福祉</p>	
<p>防犯</p>	
<p>コミュニティ協議会）防犯パトロール</p> <p>各自治組織に資機材の支援を行い、パトロールを実施</p>	
<p>サロン活動（住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動）</p>	
<p>3箇所（いずれも高齢者対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p>そのほか</p>	
<p>コミュニティ協議会）広報紙「輪・ながと」発行/バス研修/RYUとびあパレード参加/グラウンドゴルフ大会等</p>	

【八原地区】

<p>【八原地区】令和4年4月1日現在</p> <p>人口12,083人</p> <p>年少人口：1,765人（14,6%）</p> <p>高齢人口：2,214人（18,3%）</p> <p>住民自治組織数：20</p> <p>協議会：八原まちづくり協議会（平成26年設立）</p> <p>委員会：文化体育/子ども/防犯/防災/福祉/広報</p> <p>民生委員児童委員：12人</p> <p>学校：八原小学校・城ノ内中学校</p>	
<p>長寿会</p> <p>5単位（八原地区：貝原塚長寿会・泉長寿会・城ノ内長寿会）（龍ヶ岡地区：藤ヶ丘あすなる会・松ヶ丘ほのぼの会）</p>	
<p>市子連（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p> <p>1単位（八原）※市子連に加入はしていないが、松ヶ丘は各住民自治組織ごとに子ども会あり</p>	
<p>防災</p> <p>コミュニティ協議会）小学校合同防災訓練/「無事です」旗を使った安否確認訓練</p> <p>◇地域防災計画の策定：なし</p> <p>◇消防団：6部隊（うち1部隊が久保台地区も管轄）</p> <p>◇防災士数：32名</p>	
<p>世代間交流</p> <p>コミュニティ協議会）ウォーキング大会 輪投げ・ベタンク大会グラウンドゴルフ大会/夏祭り/秋祭り/敬老の集い</p> <p>地区内の高齢者との昔遊び・伝承遊びを通じた交流（1年生）</p> <p>自治組織）長寿会と子ども会の交流会実施しているところがある</p>	
<p>福祉</p> <p>コミュニティ協議会）音楽会開催（年3～4回）/子ども達の居場所づくり（映画観賞会）</p>	
<p>防犯</p> <p>コミュニティ協議会）下校時見守り活動（週2回）/※防犯パトロール（年4回）/青色パトロール</p> <p>※R2はコロナ禍により、「おさんぽパトロール」として実施</p>	
<p>サロン活動（住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動）</p> <p>2箇所（いずれも高齢者対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p>そのほか</p> <p>コミュニティ協議会）広報紙「やはら」発行/みなづき会（住民自治組織の長及び民生委員児童委員との交流会）</p> <p>花いっぱい運動/研修バスツアー/とんび風制作</p>	

【馴柴地区】

<p>【馴柴地区】令和4年4月1日現在</p> <p>人口：12,302人</p> <p>年少人口：1,170人（9,5%）</p> <p>高齢人口：3,797人（30,9%）</p> <p>住民自治組織数：28</p> <p>協議会：馴柴まちづくり協議会（平成25年度設立）</p> <p>委員会：防犯・防災/健康・福祉/文教・体育/環境/交流推進委員会</p> <p>民生委員児童委員：21人</p> <p>学校：馴柴小学校・城西中学校</p>	
<p>長寿会</p> <p>11単位（馴柴地区：佐貫昭和長寿会・小通幸谷むつみ会・馴馬長寿会・南中島みどり会・佐貫台長寿会・マハム佐貫長寿会・佐貫あさまがうら長寿会・佐貫梅香園長寿会・川崎町はなみずき会・若柴長寿会・佐貫わかさ長寿会）</p>	
<p>市子連（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p> <p>加入子ども会なし</p>	
<p>防災</p> <p>馴柴地区自主防災会）城西中学校合同防災訓練/携帯無線機貸与/無線機の定期交信訓練</p> <p>自治組織）防災訓練実施しているところがある</p> <p>自主防災会）防災活動マニュアル作成（R3活動計画）/防災マップ作成配布・勉強会</p> <p>◇地域防災計画の策定：なし</p> <p>◇消防団：5部隊</p> <p>◇防災士数：35名</p>	
<p>世代間交流</p> <p>昔遊び交流/ラジオ体操/餅つき/文化祭/夏祭り/星空観望会/青少年育成市民会議（馴柴支部）あり</p>	
<p>福祉</p> <p>民生委員・長寿会・区長会の顔合わせ会/敬老会</p>	
<p>防犯</p> <p>コミュニティ協議会）青色防犯パトロール/各町内の防犯活動の支援/講演会</p> <p>地区）夜間防犯パトロール</p>	
<p>サロン活動（住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動）</p> <p>7箇所（いずれも高齢者対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p> <p>馴柴地区花いっぱい運動連合会（青少年育成市民会議、地区長会、長寿会、馴柴小PTA、賛同者）</p>	
<p>そのほか</p> <p>花いっぱい運動展開（県道）</p>	

【川原代地区】

<p>【川原代地区】令和4年4月1日現在</p> <p>人口：3,542人</p> <p> 年少人口：278人（7,8%）</p> <p> 高齢人口：1,289人（36,4%）</p> <p>住民自治組織数：13</p> <p>協議会：川原代ふれあい協議会（平成25年度設立）</p> <p>委員会：総務/文化/体育・育成/環境・福祉/防犯・防災/広報</p> <p>民生委員児童委員：7人</p> <p>学校：川原代小学校・城西中学校・龍ヶ崎中学校</p>	
<p>長寿会</p>	
<p>3単位（川原代地区：中部長寿会・姫宮長寿会・知手長寿会）</p>	
<p>市子連（龍ヶ崎市子ども育成連合会）</p>	
<p>加入子ども会なし</p>	
<p>防災</p>	
<p>コミュニティ協議会）小学校合同防災訓練/防災訓練（地域向け）</p> <p>◇地域防災計画の策定：なし</p> <p>◇消防団：1部隊（JA部隊があり川原代・北文間地区を管轄）</p> <p>◇防災士数：11名</p>	
<p>世代間交流</p>	
<p>コミュニティ協議会）小学生対象サマーキャンプ/歩け歩け大会/ならせ餅・鳥追い/納涼夏祭り</p> <p>小学校）川っこふれあい祭りのなかで、昔遊びによる三世代交流を実施</p>	
<p>福祉</p>	
<p>コミュニティ協議会）健幸ふれあい祭り（敬老のつどい・ふれあい祭り）</p> <p>その他）NPO法人川原代お助け隊（協議会と連携し展開）：除草の他、障子・網戸・襖張りなども実施</p>	
<p>防犯</p>	
<p>コミュニティ協議会）防犯講習会/下校時の見守り/青色パトロール</p>	
<p>サロン活動（住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動）</p>	
<p>なし</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p>川原代小学校教育後援会</p>	
<p>そのほか</p>	
<p>コミュニティ協議会）広報誌「河原城」発行/グラウンドゴルフ大会/花いっぱい運動/バス研修等</p> <p>自治組織）班長会議・バーベキュー・親睦旅行会・新年会・お花見を実施しているところがある</p>	

【北文間地区】

<p>【北文間地区】令和4年4月1日現在</p> <p>人口：2,642人</p> <p> 年少人口：123人（4,7%）</p> <p> 高齢人口：1,237人（46,8%）</p> <p>住民自治組織数：9</p> <p>協議会：北文間コミュニティ協議会（平成25年度設立）</p> <p>委員会：防犯・防災/健康・福祉/文教・体育/環境/地域活性化委員会</p> <p>民生委員児童委員：7人（うち2人駒馬台地区も担当）</p> <p>学校：龍ヶ崎西小学校・龍ヶ崎中学校</p>	
<p>長寿会</p>	
<p>3単位（北文間地区：豊田長寿会・長沖新田長寿会・南が丘スマイルクラブ）</p>	
<p>市子連（龍ヶ崎子ども会育成連合会）</p>	
<p>加入子ども会なし</p>	
<p>防災</p>	
<p>コミュニティ協議会 防災訓練/災害時要支援者安否確認訓練（R1）/マイタイムライン訓練（H30）</p> <p> ハザードマップウォーキング（R2）/防犯委員会（青パトR3.4～）</p> <p>◇地域防災計画の策定：平成29年3月策定</p> <p>◇消防団：2部隊（JA部隊があり川原代・北文間地区を管轄）</p> <p>◇防災士数：14名</p>	
<p>世代間交流</p>	
<p>コミュニティ協議会 鳥追い/ならせ餅/歩け歩け大会（R1.ハンターマウンテン塩原ゆり博）</p>	
<p>福祉</p>	
<p>コミュニティ協議会 高齢者活動支援（外出支援のバス研修）/コミセン祭り（敬老の集いを含む）/</p> <p> 切り絵の掲示（子どものアートクラブ）</p>	
<p>防犯</p>	
<p>コミュニティ協議会 防犯パトロール</p> <p>自治組織 安全パトロール（各ブロックを順に月1回）を実施しているところがある</p>	
<p>サロン活動（住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動）</p>	
<p>1箇所（コミセン内の部屋を開放、誰でも利用できる場を提供）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p></p>	
<p>そのほか</p>	
<p>コミュニティ協議会 クリスマスお楽しみ会やグラウンドゴルフ大会、いきいきヘルス体操講座など</p>	

【龍ヶ崎西地区】

<p>【龍ヶ崎西地区】令和4年4月1日現在</p> <p>人口：5,369人</p> <p>年少人口：375人（7.0%）</p> <p>高齢人口：2,087人（38.9%）</p> <p>住民自治組織数：10</p> <p>協議会：龍ヶ崎西コミュニティ協議会（平成25年度設立）</p> <p>委員会：ふれあい/生活安全/環境美化</p> <p>民生委員児童委員：10人</p> <p>学校：龍ヶ崎西小学校・龍ヶ崎中学校</p>	
<p>長寿会</p> <p>4単位（龍ヶ崎地区：米町長寿会・新町長寿会・高砂長寿会・直耐長寿会）</p>	
<p>市子連（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p> <p>1単位（新町）※市子連に加入はしていないが、米町には子ども会がある</p>	
<p>防災</p> <p>コミュニティ協議会）小学校合同防災訓練/西の子応援キャンペーン※防災講話/防災防犯パトロール</p> <p>自治組織）防災訓練を開催しているところもある</p> <p>◇地域防災計画の策定：なし ※地区オリジナルの防災の手引きを協議会で作成（R2,12 市内初）</p> <p>◇消防団：3部隊（うち1部隊が龍ヶ崎地区も管轄）</p> <p>◇防災士数：20名</p>	
<p>世代間交流</p> <p>コミュニティ協議会）西コミ☆子どもまつり/昔遊び交流（小学校児童・保育園・幼稚園と協議会合同）</p>	
<p>福祉</p> <p>コミュニティ協議会）敬老お楽しみ会（文化会館）</p>	
<p>防犯</p> <p>コミュニティ協議会）防災防犯パトロール実施</p> <p>自治組織）防犯パトロール</p>	
<p>サロン活動（住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動）</p> <p>3箇所（いずれも高齢者対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p> <p>米町（馴馬町上米区を含む6区）・新町（2区）で独自に町内会を組織している</p>	
<p>そのほか</p> <p>コミュニティ協議会）ウォーキング教室/Ryuとぴあ音頭パレード参加/研修バス旅行/花いっぱい運動</p> <p>広報紙「西の風」発行/「西の風物語」（H27,3発行）地区内の名所旧跡調査をした冊子作成</p>	

【松葉地区】

<p>【松葉地区】令和4年4月1日現在</p> <p>人口：4,757人</p> <p>年少人口：418人（8.8%）</p> <p>高齢人口：1,995人（41.9%）</p> <p>住民自治組織数：10</p> <p>協議会：松葉小学校区協議会（令和元年度設立）</p> <p>民生委員児童委員：5人</p> <p>学校：松葉小学校・長山中学校</p>	
<p>長寿会</p> <p>1単位（北竜台地区：松葉長寿会）</p>	
<p>市子連（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p> <p>加入子ども会なし※市子連に加入はしていないが、子ども会があるところもある（1～4, 6丁目）</p>	
<p>防災</p> <p>コミュニティ協議会）地区防災検討会</p> <p>自治組織）防災訓練/5丁目では安否確認の黄色いタオルを配布</p> <p>◇地域防災計画の策定：なし</p> <p>◇消防団：なし</p> <p>◇防災士数：24名</p>	
<p>世代間交流</p> <p>コミュニティ協議会）龍ヶ崎ニュータウン夏祭り/どんと焼き等</p> <p>小学校）松葉小スクールサポーター</p> <p>松葉館）元気サロン松葉館利用者と小学校との交流</p>	
<p>福祉</p> <p>コミュニティ協議会）高齢者支援検討会</p> <p>PTA）夏休みに子ども対象に移動教室（工場、博物館など）</p> <p>ボランティア）つくしんぼの会（会食交流会）/多世代共生型子ども食堂まつば</p>	
<p>防犯</p> <p>防犯連絡員協議会）防犯パトロール実施</p> <p>自治組織）防犯パトロール実施しているところがある</p>	
<p>サロン活動（住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動）</p> <p>3箇所（いずれも高齢者対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	


【長山地区】

<p>【長山地区】令和4年4月1日現在</p> <p>人口：4,808人</p> <p>年少人口：596人（12,4%）</p> <p>高齢人口：1,655人（34,4%）</p> <p>住民自治組織数：9</p> <p>協議会：長山地域コミュニティ協議会（平成25年度設立）</p> <p>委員会：防犯/防災/健康福祉/長山CC活動推進/自治会連合/広報</p> <p>民生委員児童委員：7人</p> <p>学校：長山小学校・長山中学校</p>		
長寿会	1単位（北竜台地区：長山長寿会）※ほかに高齢者（50歳以上）団体の「長山穂百柳（ほくりゅう）クラブ」がある	
市子連（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）	加入子ども会なし	
防災	<p>コミュニティ協議会）小学校合同防災訓練</p> <p>◇地区防災計画の策定：なし</p> <p>◇消防団：なし</p> <p>◇防災士数：20名</p>	
世代間交流	<p>コミュニティ協議会）秋まつり（アトラクション・大抽選会など）/新春祭り（どんど焼き・サークル発表会など）</p> <p>長寿会）長寿会と小学生との交流（小学1・5年生）※現在、感染症防止のため休止中</p> <p>小学校）美浦特別支援学校へ訪問・交流（小学4・5年生）</p>	
福祉	<p>コミュニティ協議会）敬老祝賀/ふれあい交流会（高齢者対象）/ゆるカフェ（ほぼ月1回開催）</p> <p>はっぴー♡あしすと（地域内相互扶助の高齢者支援システム）</p>	
防犯	<p>コミュニティ協議会）防犯懇談会/ 防犯パトロール支援・パトロール参加の奨励</p> <p>防犯連絡員協議会）防犯連絡員と小中学校PTAとの連携により定期的に防犯パトロールを実施</p>	
サロン活動（住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動）	4箇所（いずれも高齢者対象）	
協議会・住民自治組織以外の自治組織		
その他	<p>ラジオ体操（地区内の公園で毎日実施）</p> <p>コミュニティ協議会）広報紙「ぷらざ」発行/へび沼公園再生プロジェクト/夏休み子ども教室等</p> <p>市長との懇談会（年1回）/自治会活動の定例会/自治会と民生委員の意見交換（年1回実施）</p>	

【馴馬台地区】

<p>【馴馬台地区】令和4年4月1日現在</p> <p>人口：4,750人</p> <p style="padding-left: 20px;">年少人口： 552人（11,6%）</p> <p style="padding-left: 20px;">高齢人口：1,322人（27,8%）</p> <p>住民自治組織数：14</p> <p>協議会：馴馬台ひなっこ協議会（平成30年設立）</p> <p>委員会：総務広報/文化体育子供/防犯防災/福祉環境/地域連絡</p> <p>民生委員児童委員：9人（うち2人龍ヶ崎西地区も担当）</p> <p>学校：馴馬台小学校・中根台中学校・龍ヶ崎中学校</p>	
<p>長寿会</p> <p style="padding-left: 20px;">1単位（北竜台地区：平台ふれあい会）</p>	
<p>市子連（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p> <p style="padding-left: 20px;">1単位（馴馬）</p>	
<p>防災 ※土砂災害警戒区域あり</p> <p style="padding-left: 20px;">コミュニティ協議会）小学校合同防災訓練</p> <p style="padding-left: 20px;">◇地域防災計画の策定：なし</p> <p style="padding-left: 20px;">◇消防団：1部隊</p> <p style="padding-left: 20px;">◇防災士数：17名</p>	
<p>世代間交流</p> <p style="padding-left: 20px;">コミュニティ協議会）輪投げ大会（小学1年生～）/ふれあい学習（一人芝居，落語等）/歩け歩け大会</p>	
<p>福祉</p> <p style="padding-left: 20px;">コミュニティ協議会）ふれあい談話室（高齢者向け）/福祉講座（市の福祉出前講座を活用）</p>	
<p>防犯</p> <p style="padding-left: 20px;">コミュニティ協議会）講習会開催（年1回）</p> <p>サロン活動（住民同士が協働で企画し，内容を決め，ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動）</p> <p style="padding-left: 20px;">なし</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p> <p style="padding-left: 20px;"></p>	
<p>その他</p> <p style="padding-left: 20px;">コミュニティ協議会）広報誌「ひなっこ」発行/バス研修/住民アンケート/自治会・区への活動応援金/子ども向け事業等</p>	

【久保台地区】

<p>【久保台地区】令和4年4月1日現在</p> <p>人口：6,194人</p> <p>年少人口：672人（10,8%）</p> <p>高齢人口：1,351人（21,8%）</p> <p>住民自治組織数：10</p> <p>協議会：久保台小学校区わくわく協議会（平成28年度設立）</p> <p>委員会：はつらつ健康/子育て文化育成/地域づくり</p> <p style="text-align: center;">/防犯防災/住民自治組織推進/実行/広報</p> <p>民生委員児童委員：8人</p> <p>学校：久保台小学校・城西中学校</p>	
<p>長寿会</p> <p>1単位（北竜台地区：中根台久保台長寿会）</p>	
<p>市子連（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p> <p>加入子ども会なし</p>	
<p>防災</p> <p>コミュニティ協議会）防災訓練開催</p> <p>◇地域防災計画の策定：あり</p> <p>◇消防団：1部隊（八原地区も管轄）</p> <p>◇防災士数：14名</p>	
<p>世代間交流</p> <p>コミュニティ協議会）わくわくサマーフェスティバル</p> <p>長寿会）地区内の高齢者との昔遊び・伝承遊びを通じた交流（2年生）</p>	
<p>福祉</p> <p>コミュニティ協議会）敬老お楽しみ会/終活・シニアのための健康・歴史講座/夏休みこども教室等</p>	
<p>防犯</p> <p>コミュニティ協議会）青パトでの防犯パトロール（7月～3月：月1回）</p> <p style="text-align: center;">防犯・防災委員会パトロール実施</p> <p style="text-align: center;">防犯講話会</p>	
<p>サロン活動（住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動）</p> <p>3箇所</p> <p>高齢者対象：2箇所（おとな塾・カフェ四季の丘）</p> <p>児童対象：1箇所（久保台すくすく学級）</p>	
<p>その他</p> <p>広報紙「わくわく」年5回発行</p> <p>久保台コミセンHP（https://kubodai65.wixsite.com/mysite）</p>	

【城ノ内地区】

<p>【城ノ内地区】令和4年4月1日現在</p> <p>人口：6,014人</p> <p> 年少人口：1,026人（17,1%）</p> <p> 高齢人口：923人（15,3%）</p> <p>住民自治組織数：10</p> <p>協議会：城ノ内コミュニティ協議会（平成25年度設立）</p> <p>委員会：防犯・防災/福祉/しろのさと/子ども</p> <p>民生委員児童委員：6人（うち1人八原地区も担当）</p> <p>学校：城ノ内小学校・城ノ内中学校</p>	
<p>長寿会</p> <p>4単位（八原地区：下八代長寿会・中八代いきいきクラブ）（龍ヶ岡地区：城ノ内長寿会・白羽長寿会）</p>	
<p>市子連（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p> <p>1単位（城ノ内）</p>	
<p>防災 ※土砂災害警戒区域あり</p> <p>コミュニティ協議会）小学校合同防災訓練/防災研修会/防災力1UP講座</p> <p>◇地域防災計画の策定：令和3年から取り組み開始</p> <p>◇消防団：2部隊</p> <p>◇防災士数：12名</p>	
<p>世代間交流</p> <p>コミュニティ協議会）大人と遊ぼうデー/子どもの居場所づくり※いずれも夏休みに開催、長寿会も協力。</p>	
<p>福祉</p> <p>コミュニティ協議会）城ノ内ホランティアセンター（お助け隊）協議会福祉委員会の所管として実施</p> <p>※1時間300円 病院・買い物の付き添いが多い</p>	
<p>防犯</p> <p>コミュニティ協議会）登下校サポート（文化・生涯学習課とタイアップ）/青色防犯パトロール</p>	
<p>サロン活動（住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動）</p> <p>1 箇所（高齢者対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p>そのほか</p> <p>コミュニティ協議会）広報誌「しろのさと」発行/しろのさとまつり/秋祭り/チャリティーバザー等</p>	

第2節 課題の整理 —第2期計画の内容の検証と事前調査—

平成29（2017）年4月の第2期計画開始以降、地域福祉に継続的に取り組み、計画期間中、本市と社協は、龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会で進捗管理を行いました。そして、本計画を策定するにあたり、進捗管理の総括を行うとともに、地域コミュニティ協議会や市民へのアンケート、関係団体へのヒアリングなどを行いました。

その結果を、第2期計画で掲げた項目ごとに次ページ以降の表のとおりまとめました。なお、地域コミュニティ協議会と市民へのアンケート調査の結果については、市ホームページに掲載しています。以下のQRコードからご覧いただけます（うまく読み取れないときは、QRコードの下に記載のアドレスを直接入力するか、インターネット検索してください。）。

●地域コミュニティ協議会対象アンケートの結果



https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/fukushi/chiikifukushi/next-tiikifukushi.files/R3_chiikifukushi_community_report.pdf

●市民対象アンケートの結果



https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/fukushi/chiikifukushi/next-tiikifukushi.files/R3_chiikifukushi_shimin_report.pdf

基本目標1 やさしい思いやりの心を育てる（地域福祉を担う人づくり）

	実績・評価	課題
地域福祉意識の向上	<p>○地域コミュニティ協議会が市内全地区で設立され、地域の特色に応じた活動が展開されています。<u>市/コミ推</u></p> <p>○小中学校では、地域の人材を活用した授業や体験活動に積極的に取り組み、福祉に対する理解を深めました。<u>市/指導</u></p> <p>○青少年ボランティアスクールやふれ愛交流事業などを通じて、障がいへの理解が深まりました。<u>社協</u></p>	<p>○福祉教育・育成について、学校では活発に行われている反面、一般の方を対象にした機会は少ない状況です。住民自治組織など一般の方にも応用できるよう既存の取組を拡張するなど検討が必要です。</p> <p>➤市民への地域福祉に関する意識啓発</p>
地域福祉を支える人材の発掘・育成	<p>○ボランティアを育成する各種養成講座で、登録者数の目標を達成することができました。<u>市/健長</u></p> <p>○ボランティア入門講座を開催し、ボランティアに対する理解が深まりました。<u>社協</u></p>	<p>○地域コミュニティ協議会は、高齢化や担い手不足が課題となっています。組織の継続のため事業を絞り込むなど検討が必要です。</p> <p>○ボランティア入門講座は、参加者を増やすために時期やプログラムの見直しが必要です。</p> <p>➤キーパーソンの発掘・育成</p> <p>➤後継者不足・次世代の担い手の発掘</p>

凡例=コミ推コミュニティ推進課 指導指導課 健長健幸長寿課 社協社会福祉協議会

基本目標2 ふれあいの輪を広げる（地域交流の活性化/地域ネットワークの推進）

	実績・評価	課題
既存施設の活用 (居場所づくり)	<p>○元気サロン松葉館は高齢者の生きがいづくりと介護予防の拠点として、また、社協の各支所は地域の高齢者や子どもたちの憩いの場として、市民の方々にも好評を得ています。<u>市/健長・社協</u></p> <p>○「地域子育て支援センター」を拡充しました。<u>市/こども</u></p>	<p>○居場所づくり事業は重要な施策であり、拡充に向けた検討が必要です。</p> <p>➢世代間交流</p> <p>➢居場所の拡充</p>
地域情報の発信・交換	<p>○メール配信サービス登録者数を増やしました。<u>市/シティ</u></p> <p>○市公式ホームページをリニューアルし、高齢者・障がいのある方や外国出身の方に配慮しました。<u>市/シティ</u></p> <p>○視覚に障がいがある方に対して、広報物を点訳や音訳して配布しました。また、音訳した市広報紙「りゅうほー」の音声データを、市公式ホームページに掲載しました。<u>市/シティ</u></p> <p>○地域活動の様子や、各種団体の助成金の情報、全国各地で発生した災害ボランティア情報などについて広報紙「しゃきょうだより」やホームページ，SNSで発信しました。<u>社協</u></p>	<p>○市民アンケートでは必要な情報を得られていないと感じている人の割合が、前回調査より増えていることがわかりました。適切な情報を必要な人に届きやすくするための改善は避けられない課題です。</p> <p>➢情報の出し方（ターゲットと手段の適切な選択）</p> <p>➢福祉情報プラットフォームづくり（既存の拡張や応用などの可能性検討）</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">相談支援体制の確立</p>	<p>○高齢者や障がい者の相談支援体制の充実を図りました。市/介護・社会・こども</p> <p>○子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にかけて切れ目なく妊産婦の相談に応じました。市/健増</p> <p>○子ども家庭総合支援室を開設し、家庭児童相談員による要支援家庭への相談や訪問など継続的な支援を行いました。市/こども</p> <p>○「心配ごと相談」「法律相談」を実施し、市民の生活相談に応じました。社協</p>	<p>○複数の課を横断する内容を含む相談ケースが増えていることから、相談体制の充実を図る必要があります。</p> <p>▶マルチな相談対応。相談を受け止める場所の一本化</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保健・医療・福祉の連携体制づくり</p>	<p>○住み慣れた地域の中での生活が継続できるよう在宅医療・介護連携推進会議を設置し、多種職連携を図りながら活動しました。市/健長</p> <p>○認知症初期集中支援チームを設置し、関係機関と連携しながら活動しました。市/健長</p>	<p>○相談に訪れない潜在的な要支援者に対して、アウトリーチの手法を取り入れた支援の取組を検討する必要があります。</p>

凡例＝健長健康長寿課 こどもこども家庭課 シティシティセールス課 介護介護福祉 社会社会福祉課
健増健康増進課 社協社会福祉協議会

基本目標3 みんなでささえあう地域づくり（福祉活動の推進）

	実績・評価	課題
市民活動・ボランティアの拡充	<p>○市民活動・ボランティアの拡充に向けて、まちづくり・つなぐネットでは、市が事業所や学校といった協力団体への橋渡しを行い、地域におけるイベントの運営補助や防犯パトロール、環境美化活動など多彩なサポート活動を展開しました。<u>市/コミ推</u></p> <p>○ボランティア団体の活動紹介や会員募集、助成金情報などの情報発信を行いました。また、ボランティア団体への相談や支援を行いました。<u>社協</u></p>	<p>○市民活動をより身近なものとして定着・継続させていくため、若者・現役世代の積極的な参加を促すための施策を展開していく必要があります。</p> <p>○ボランティアの高齢化、活動のマンネリ化、後継者不足など課題が顕在化し、各団体の登録者数も減少傾向にあることから、相談体制の充実が求められます。</p> <p>▶事業運営の工夫・改善（参加者にメリットの提供、脱マンネリ、仕組みを簡素化する）</p>
福祉サービスの適切な利用促進	<p>○良質なサービスが提供されるよう、福祉サービス事業者や専門職による勉強会・意見交換会・研修会等を実施し、サービスの質の向上を図りました。<u>市/社会・介護</u></p> <p>○成年後見制度の申立てに関する相談対応・助言を行い、判断能力が不十分な方の権利擁護を図りました。<u>市/社会・介護・健長</u></p> <p>○判断能力が不十分な高齢者や障がい者に対して、権利擁護として日常生活自立支援事業を通し、日常的な福祉サービスの利用支援や金銭管理などについて関係機関と連携し支援を行いました。<u>社協</u></p>	<p>○成年後見制度の利用促進に関する計画を策定する必要があります。</p> <p>○権利擁護を進めるにあたり、相談員のスキルアップと、関係機関との連携強化が必要です。</p> <p>▶福祉サービスの利用につながる利便性の向上</p> <p>▶周囲の目などの抵抗感なく福祉サービスを受けられる雰囲気づくり</p>

凡例＝コミ推コミュニティ推進課 社会社会福祉課 介護介護福祉課 健長健幸長寿課 社協社会福祉協議会

基本目標4 人にやさしいまちづくり（安全・安心なまちづくり）

	実績・評価	課題
防犯・防災対策の充実	<p>○防犯啓発活動の支援を継続しました。 市/生安</p> <p>○地域住民の自発的な防災活動を支援し、地区防災計画を推進しました。市/危機</p> <p>○災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備や、災害ボランティアセンターの運営訓練により災害時の体制づくりに努めました。また、協力体制の強化を図りました。社協</p>	<p>○地域住民などが行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」の作成を継続的に支援します。</p> <p>▶防災意識を高める取組 ▶発災時の要支援者への支援体制の整備強化</p>
見守り体制の充実	<p>○見守りネットワーク事業では、協力者の拡充に努めました。市/社会・介護</p> <p>○ボランティアの協力により、見守りと安否確認を目的とした給食サービスを実施しました。訪問を通して、不安感の緩和と地域交流の促進を図りました。社協</p>	<p>○見守りネットワーク事業については、継続して事業の充実を図ります。</p> <p>▶老々世帯への支援・見守り ▶要支援者への継続的な関与（かかわりつづける、緩やかなつながり）</p>
生活困窮者への支援	<p>○生活困窮者や本市で生活保護を受給している方を対象に職業紹介のあっせんを行う「龍ケ崎市無料職業紹介事業所」を開設しました。市/生支</p> <p>○NPO法人への業務委託により、生活保護受給世帯や準要保護世帯の子どもへ学習支援や進学に関する助言などを行い、学習習慣・生活習慣の確立及び学習意欲の向上を図りました。市/子ども</p>	<p>○支援が必要な子どもたちには定期的にかかわりつづけることが重要です。「生活困窮者世帯の子どもの学習支援」、「子どもの居場所づくり事業」など、通う場所があることにより、定期的な見守りが可能になると考えられます。</p> <p>▶アウトリーチによる要支援者への関与</p>

移動手段の確保	<p>○コミュニティバスの再編、乗合タクシーの目的地追加等を実施することで、地域公共交通機関の利便性を向上させ、移動手段の維持・確保及び地域公共交通機関の利用促進を図りました。<u>市/都計</u></p> <p>○障がい者が地域で自立した社会生活が送れるよう、外出時の支援を行う「移動支援事業」の周知に努め、事業の活用を促進しました。<u>市/社会</u></p> <p>○福祉車両の無料貸し出しを行い、車いす利用者の利便性の向上を図りました。利用件数も年々増加傾向にあります。<u>社協</u></p> <p>○高齢者の外出支援のひとつとして、シルバーカーの購入助成を行いました。<u>社協</u></p>	<p>○地域の移動手段の確保のため、引き続きコミュニティバスや乗合タクシーの運行が必要となります。</p> <p>○移動が困難な高齢者や障がい者の外出支援は引き続き市民の声を聞きながら調整を図るなど、今後も継続的に取り組む必要があります。</p> <p>▶コミュニティバスの運行、乗合タクシーの運行</p> <p>▶移動困難者への支援（買い物・移送）方法の検討</p>
---------	---	--

凡例＝生安生活安全課 危機危機管理課 社会社会福祉課 介護介護福祉課 生支生活支援課 こどもこども家庭課
都計都市計画課 社協社会福祉協議会

計画体系の形成に向けた方向性

ここまで見てきた地域福祉に関する様々な成果や課題について、以下のように整理すると、取り組む方向性が明確になってきます。これらを基に、本計画に反映させていきます。

主な地域課題等	取り組む方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する意識の未成熟 ・地域活動の後継者や担い手の不足 	<p>▼やさしい思いやりの心を育てる人づくり 地域福祉の考え方について、他者を思いやる心を育む取組を進めます。そして、地域活動の担い手へと参画を図り、養成や技能向上などを目指します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民同士の付き合いの希薄化 ・多数の相談窓口の情報共有など連携体制の維持・強化が必要 ・福祉に関する必要な情報が得られない 	<p>▼ふれあいの輪を広げるつながりづくり 地域内の体制づくりとして、居場所など、交流機会の充実を目指します。 支援体制として相談支援体制や連携体制の維持・充実を目指します。 必要な情報につなぎやすい提供の在り方を検討します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動やボランティア活動の事業縮小 ・権利擁護の推進体制構築の必要 ・生活困窮者など生きづらさを抱えた人への継続的な支援の必要 	<p>▼みんなでささえあう地域づくり 地域での支え合いとして、支援者である市民活動やボランティア活動の団体に対して支援を行います。 自ら判断することが難しい人を支える取組として、権利擁護を推進します。 生きづらさを抱えた人を支えるための支援に取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画の完成未達 ・移動支援に関する取組の強化が必要 ・見守り体制の継続 	<p>▼人にやさしいまちづくり 安全・安心に暮らせるために取組が必要な防犯・防災、見守り体制、移動支援に関する取組を推進します。 また、健康増進や疾病の重症化予防に関する取組を新たに体系に組み入れます。</p>

第3章 計画の方向性

第1節 基本理念・基本目標の承継

第2期計画の推進にあたっては、地域福祉についての基本的な考え方として、第1期計画の基本理念を引き継ぎました。この基本理念は、計画の柱となる基本目標の各項目のキーワードが織り込まれているため、計画の概要を端的に示した内容となっています。

そこでは、昨今は人と人との関わりが希薄化しているため、「人のやさしさ」「人とのふれあい」「人と人とのささえあい」の大切さを理解し、人にやさしいまちを目指して住民みんなで地域を育てていくことが必要であることが述べられています。

本計画は、これまでこの方針で育てられてきたこのまちの理念をこれからも受け継いでいくべきだと考えます。そこで本計画の基本理念と基本目標については、これまでのものを受け継ぎながら全体の統一を図り、以下のとおりとします。

基本理念

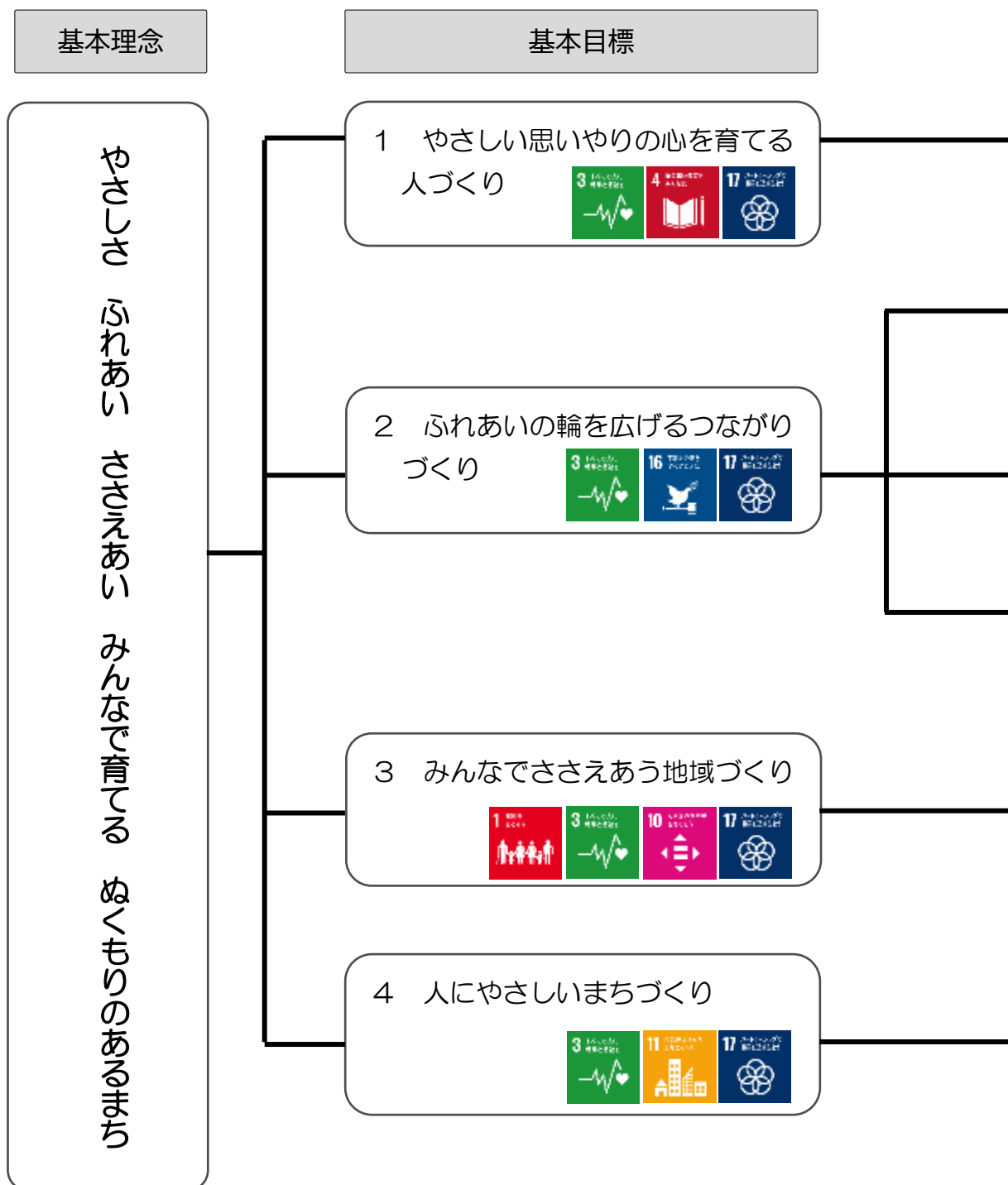
やさしさ ふれあい ささえあい
みんなで育てる ぬくもりのあるまち

基本目標

- 1 やさしい思いやりの心を育てる人づくり
- 2 ふれあいの輪を広げるつながりづくり
- 3 みんなでささえあう地域づくり
- 4 人にやさしいまちづくり

第2節 計画の体系

前節で整理した地域福祉課題に対して、本計画では、第2期計画の基本理念と4つの基本目標を受け継ぎながら、以下のとおり基本施策を設定して取り組みます。



基本施策

1-1 地域福祉を担う人づくり

1-1-1 地域福祉意識をはぐくむ

1-1-2 地域福祉を支える人材を育てる・活かす

2-1 地域交流の活性化

2-1-1 人々がつながれる交流機会の促進

2-2 地域ネットワークの推進

2-2-1 相談支援体制の維持・充実

2-2-2 地域福祉に関する連携体制づくり

2-3 地域福祉に関する情報発信・情報伝達

2-3-1 受け手に伝わる情報発信・情報伝達

3-1 福祉活動の推進

3-1-1 市民活動・ボランティアの拡充

3-1-2 福祉サービスの適切な利用促進

3-1-3 生きづらさに寄り添った支援
(孤独・孤立対策)

3-1-4 権利擁護の推進
(成年後見利用促進基本計画)

4-1 安全・安心なまちづくり

4-1-1 防災・防犯対策の充実

4-1-2 見守り体制の充実

4-1-3 移動手段の確保

4-1-4 健康づくりの推進

第3節 地域福祉推進3か条

第1期計画策定のときから、地域内での関わりあいの大切さを取り上げています。あいさつや声かけをきっかけとして関わりあいを持っていくこと、地域住民一人ひとりが地域について何が大切かを考えること、地域で協力しあう活動につなげていくこと、これらが大切であることは、本計画においても変わりません。

そのため、これまでに引き続き、地域福祉の基本である「地域福祉推進3か条」を掲げて、地域福祉の推進に努めることとします。

- 1 あいさつをしよう
- 2 地域のことを考えよう
- 3 地域で協力しあおう

第4章 地域福祉の取組

本章では、市と社協が役割を担う施策・事業を示します。

基本目標	基本施策		関連する行政計画
1 やさしい 思いやりの 心を育てる 人づくり	1-1 地域福祉を 担う人づくり	1-1-1 地域福祉意識を はぐくむ	教育プラン
		1-1-2 地域福祉を支える 人材を育てる・活かす	
2 ふれあいの 輪を広げる つながり づくり	2-1 地域交流の 活性化	2-1-1 人々がつながれ る交流機会の促進	高齢者福祉計画・介護保険事業計画
	2-2 地域ネット ワークの推進	2-2-1 相談支援体制の 維持・充実	障がい者プラン・障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画、高齢者福祉計 画・介護保険事業計画、子ども・子 育て支援事業計画
		2-2-2 地域福祉に関す る連携体制づくり	障がい者プラン・障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画、高齢者福祉計 画・介護保険事業計画
	2-3 地域福祉に 関する情報発 信・情報伝達	2-3-1 受け手に伝わる 情報発信・情報伝達	
3 みんなで ささえあう 地域づくり	3-1 福祉活動の 推進	3-1-1 市民活動・ボラ ンティアの拡充	
		3-1-2 福祉サービスの 適切な利用促進	障がい者プラン・障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画、高齢者福祉計 画・介護保険事業計画
		3-1-3 生きづらさに寄 り添った支援（孤独・ 孤立対策）	いのち支える自殺対策計画
		3-1-4 権利擁護の推進	成年後見制度利用促進基本計画
4 人にやさ しいまちづ くり	4-1 安全・安心 なまちづくり	4-1-1 防災・防犯対策 の充実	地域防災計画
		4-1-2 見守り体制の充 実	
		4-1-3 移動手段の確保	地域公共交通計画
		4-1-4 健康づくりの推 進	健康増進・食育計画

第1節 やさしい思いやりの心を育てる人づくり

1-1 地域福祉を担う人づくり

(現状と課題)

- 福祉教育・育成について、学校では活発に行われている反面、一般の方を対象にした機会は少ない状況です。住民自治組織を対象とするなど一般の方にも応用できるような既存の取組を拡張するなど検討が必要です。
- 地域コミュニティ協議会や住民自治組織は、高齢化やご近所付き合いの希薄化などによる担い手不足が課題となっており、今後の組織運営等について検討を要する時期だと考えます。
- 市民活動やボランティアにも、同様に担い手不足の課題があります。ボランティアについては養成講座を実施していますが、参加者が減少していることから、既存の講座の実施時期や内容を見直す必要があります。
- 本市に限らず、私たちが生きる社会の中には、社会的弱者に対する偏見などから、差別や蔑視が根強く残っています。全ての人々が他者に偏見を持たず尊重しあうとともに、それぞれの特性を生かして全ての人々が参画できる社会の実現が求められます。

(施策の方向性)

- 障がいや認知症などへの理解促進、在宅医療や介護などに関する知識の向上、ボランティアの養成や技術の向上などを目的に、講演会や養成講座などを開催します。
- 地域住民が地域活動の必要性を知り、地域活動全般が維持・継続されることを目指します。
- 市民団体やボランティア団体などの活動団体に対して、引き続き支援を行います。
- 社会的弱者と呼ばれる立場の人たちが不当に差別されないよう、啓発や教育などを行います。

(具体的な取組)

1-1-1 地域福祉意識をはぐくむ

(市の取組)

取組名	取組内容等	所管課
地域福祉に関して学ぶ機会の提供	○講演会・フォーラムなどの開催	社会福祉課 健幸長寿課
	○出前講座* ⁷ での福祉事業の説明	文化・生涯学習課
地域活動への理解促進	○地域活動への理解を促す取組の実施	コミュニティ推進課
他者を思いやる心を育てる取組	○人権啓発・人権教育の実施	市民窓口課 文化・生涯学習課
	○学校における心の教育の実施	指導課

(社会福祉協議会の取組)

取組名	取組内容等	所管課
他者を思いやる心を育てる取組	○ボランティア講演会の開催	地域福祉課
重点 地域活動の維持・継続	○活動団体（地域コミュニティ、住民自治組織など）の運営継続のための各種支援	地域福祉課

*⁷ 市職員が講師となり、所管事業や制度などについて、依頼者の求めに応じて講演する事業のこと。

1-1-2 地域福祉を支える人材を育てる・活かす

(市の取組)

取組名	取組内容等	所管課
人材の発掘・参加 促進・育成	○ボランティア養成講座の実施 シルバーリハビリ体操指導士 元気アップ体操指導員 傾聴ボランティア	健幸長寿課
	○人材バンク制度の登録推進 (知識・技能・経験を活かす)	文化・生涯学習課
専門技能等の資質 向上	○介護支援専門員連絡協議会での専門研 修	健幸長寿課
	○障がい福祉サービス事業所連絡協議会 での専門研修	社会福祉課

(社会福祉協議会の取組)

取組名	取組内容等	所管課
地域福祉を知る機 会の提供	○ボランティア養成講座 ○青少年ボランティア育成 ○福祉出前講座	地域福祉課

第1節「やさしい思いやりの心を育てる人づくり」取組指標 (まちづくり市民アンケートから)

指標となる項目	基準値	目標値
市民活動やボランティア活動に参加したことがある市民の割合	70.9% (2021)	74.7% (2026)
若者が健全に育つ環境や若者の活動を支援する機会・サービスの満足度	18.4% (2021)	28.8% (2026)

第2節 ふれあいの輪を広げるつながりづくり

2-1 地域交流の活性化

(現状と課題)

- 地域コミュニティ協議会が全地区に設立され、活動を促進したことにより、地域住民同士の交流機会の場面が増えてきています。
- 高齢者地域ふれあいサロン活動を実施する中で、高齢者の生きがいや社会的孤立感の解消など効果がみられています。現在は新型コロナウイルス感染拡大の影響で新規立ち上げの予定はありませんが、重要な施策であり、取組の充実を図る必要があります。
- 社協が運営する交流サロン（中央支所）、まいりゆうサロン（佐貫西口支所）は、高齢者に比べて子どもの利用が少ないことから、幅広い世代への利用を促していくとともに相互交流の機会創出となることが求められます。

(施策の方向性)

- 子育てに悩む保護者や障がいを持つ子どもの保護者など、当事者同士が交流できる場を提供します。また、主催する団体などに支援します。
- 地域住民どうしにいわゆる「ゆるいつながり^{*8}」の関係が築かれるよう、会ってあいさつを交わしたりおしゃべりをしたりするなど、関係構築に関わる取組を実施し、あるいは支援します。

*8 福祉の分野では、お互いに顔を知っていて、普段は頻繁には付き合わなくても、何か困りごとが生じた時には相談したり頼ったりできる関係の意味で用いる。

(具体的な取組)

2-1-1 人々がつながれる交流機会の促進

(市の取組)

取組名	取組内容等	所管課
重点 住民同士の交流機会創出（他者とつながる）	○地域子育て支援センター* ⁹ における子育て世帯の交流の促進	こども家庭課
	○高齢者ふれあいサロン活動を運営する団体等への支援	健幸長寿課
	○地域コミュニティ協議会が実施する行事や催し物などへの支援	コミュニティ推進課
	○小中学校におけるあいさつ声かけ運動の促進	文化・生涯学習課

(社会福祉協議会の取組)

取組名	取組内容等	所管課
地域住民どうしのつながり（交流）	○中央支所・佐貴西口支所・元気サロン 松葉館でのサロン活動	総務課 地域福祉課
	○ふれ愛交流事業の開催	地域福祉課
	○地域コミュニティ協議会や住民自治組織、サロン運営団体が実施する行事や催し物などへの支援	総務課 地域福祉課

*⁹ 子育ての悩みごとの相談・共有などの場として、市内5つの保育所・認定こども園のほか、さんさん館、駅前こどもステーションの7か所設置している。

2-2 地域ネットワークの推進

(現状と課題)

- 福祉に関する相談窓口について、複数の課を横断する内容を含む相談ケースが増えていることから、相談者の不要な負担を軽減できるよう、相談体制の充実を図る必要があります。
- 医療、介護、住まい、生活支援、介護予防が一体的に提供できる地域を目指す地域包括ケアシステム構築の取組みでは、医療や介護、民間、そして市民活動など、多種多様な社会資源に関わる人材が、よりよい連携、協力のあり方を模索しています。支援する方にとって、それぞれの立場を生かした効率的な役割分担、連携のあり方について引き続き考えていくことが求められます。
- 相談に訪れない潜在的な要支援者に対して、支援者側から積極的に関与し支援につないでいくアウトリーチ型の支援が求められています。

(施策の方向性)

- 行政機関の所管部署にとらわれずに福祉の相談ができる総合相談窓口を設置します。
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていくにあたって、課題や困りごとが生じたときに気兼ねなく相談でき、必要な支援につながる窓口支援体制の維持・充実に努めます。
- 生活の中で様々な困りごとを抱えた人のそれぞれのニーズに対応できるよう、包括的なケアを行うため、引き続き関係機関との連携体制の維持・強化に努めます。

(具体的な取組)

2-2-1 相談支援体制の維持・充実

(市の取組)

取組名	取組内容等	所管課
重点 断らない相談窓口	○福祉の総合相談窓口の設置	社会福祉課
高齢者の相談支援	○地域包括支援センターにおける相談支援 ○在宅医療連携相談室（竜ヶ崎市医師会）との連携による相談支援	健幸長寿課
障がい者の相談支援	○基幹相談支援センターにおける相談支援 ○障がい者相談員による相談対応	社会福祉課
子どもや保護者の相談支援	○子育て支援コンシェルジュによる情報提供	こども家庭課
	○専門相談機関（地域子育て支援センター、保健センター、つぼみ園など）と連携した相談支援	社会福祉課 こども家庭課 健康増進課
	○妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない相談支援 ○子どもの虐待に関する相談・対応	こども家庭課 健康増進課
	○スクールソーシャルワーカーの派遣（ヤングケアラーを含む児童・生徒への相談支援）	教育センター
その他の相談支援	○生活困窮者への自立相談支援の実施 ○生活保護相談者・被保護者等への自立支援プログラムの実施	生活支援課
	○法律相談の実施	市民窓口課

(社会福祉協議会の取組)

取組名	取組内容等	所管課
地域住民からの相談・支援	○ふれ愛相談サロン（心配ごと相談、法律相談）	地域福祉課

2-2-2 地域福祉に関する連携体制づくり

(市の取組)

取組名	取組内容等	所管課
重点 専門機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ○地域ケア会議の充実 ○在宅医療・介護連携の推進 ○認知症施策の推進（認知症サポーター養成講座、オレンジカフェ、専門医療機関の設置） ○生活支援サービスの体制整備 	健幸長寿課
地域と関係機関との連携	○生活支援体制整備事業の実施に向けた協議・検討	健幸長寿課
	○地区活動拠点指定職員による地域との連携	危機管理課
その他の連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ○救急医療情報安心キットの配付 ○ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの貸与 	社会福祉課 介護福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者にかかわる関係機関（地域包括支援センター、保健所、指定特定相談支援事業所）との連携 ○NET119緊急通報システムの運用 	社会福祉課

(社会福祉協議会の取組)

取組名	取組内容等	所管課
地域内の関係者同士の連携	○ふれあいネットワーク事業	地域福祉課

2-3 地域福祉に関する情報発信・情報伝達

(現状と課題)

- 福祉に関する情報が必要になったときに、必要な情報を得られていないと感じている人が多いことが、調査によりわかりました。その人が必要とする情報が必要なときに入手しやすくする体制づくりが求められています。
- 外国出身者など、行政文書やお知らせなどを読んで理解するのが難しい人が増えています。そのような人に情報が届くような情報発信が求められています。
- 自分の住んでいる地域のことは知っているものの、別の地域ではどのような活動が行われているかを知るには、その地域に住む知人に話を聞くなど、機会が限られていました。コミュニティ推進課では各地域コミュニティ協議会や住民自治組織の様々な取組を取りまとめた『地域活動事例集』を作成することにより、他地域の状況や新たな取組を紹介しています。

(施策の方向性)

- 困りごとが生じたときや福祉サービスを利用したいときなど、情報を求める人が必要ときに必要な情報が入手できる情報発信・情報提供に努めます。
- 一般的な提供情報では理解が困難な受け取り手に対しても、必要な情報が伝わるような情報提供に努めます。

(具体的な取組)

2-3-1 受け手に伝わる情報発信・情報伝達

(市の取組)

取組名	取組内容等	所管課
重点 情報発信・情報提供に関する取組	○地域コミュニティ協議会や住民自治組織による地域活動の情報収集と周知 ○市民活動に関する情報提供	コミュニティ推進課
	○地域福祉情報ポータルサイトの内容充実	健幸長寿課
	○『子育てガイド』による情報提供 ○子育て支援コンシェルジュによる情報提供(再掲)	こども家庭課
	○「龍ヶ崎市の障がい者福祉サービス」や「社会資源マップ」などによる情報提供	社会福祉課
	○「龍ヶ崎市の高齢者福祉サービス」などによる情報提供	介護福祉課
情報保障に関する取組	○市公式ホームページでのユニバーサル対応 多言語自動機械翻訳 音声読み上げ りゅうほ一音訳版の掲載 色合いの変更	シティセールス課
	○市役所窓口での情報保障対応 磁気誘導ループの設置 筆談用機器の設置 手話通訳士の配置	社会福祉課

(社会福祉協議会の取組)

取組名	取組内容等	所管課
知ってもらおう・わかってもらおう取組 (周知、情報提供)	○広報紙「しゃきょうだより」による周知・広報	全課
	○社協ホームページによる周知・広報	
	○市民活動情報(地域資源台帳)	地域福祉課
	○ボランティア情報の発信	地域福祉課
要配慮者への情報保障	○点字・声の広報	地域福祉課

第2節「ふれあいの輪を広げる関係づくり」取組指標(まちづくり市民アンケートから)

指標となる項目	基準値	目標値
地域の人々がふれあい、交流できる機会・内容への満足度	24.9% (2021)	28.8% (2026)
生きがいづくりや趣味を楽しむ機会・場所への満足度	26.7% (2021)	31.2% (2026)
市役所から発信される情報のうち、必要とする情報は得られていると感じている市民の割合 ^{*10}	67.5% (2021)	68.9% (2026)

^{*10} 福祉に関する情報に特化したアンケートではないが、第2期計画に引き続き、参考指標として掲載する。

■ 第3節 みんなでささえあう地域づくり

3-1 福祉活動の推進

(現状と課題)

- 市民活動をより身近なものとして参加を促し、定着・継続させていくことが重要です。参加経験がない人たちに対して、市民活動に生きがいややりがいを感じられるよう、若者や現役世代をはじめとする幅広い層に対して、意識と行動の変容を促す支援策を検討する必要があります。
- ボランティアの高齢化、活動のマンネリ化、後継者不足など課題が顕在化し、各団体の登録者数も減少傾向にあります。団体の活動継続のため、情報発信だけではなく新たな支援策を検討し、実施していく必要があります。
- 成年後見制度の利用促進をはじめとした権利擁護に関する相談機能の強化や、虐待を見逃さない地域の見守り、関係機関の連携などセーフティネットの構築を進めていくことが必要です。
- アンケートでは、周囲の目が気になるなど福祉サービスの利用に抵抗がある人がいることもわかりました。そのようなことに気兼ねせず必要なサービスが適切に受けられる雰囲気作りが求められています。
- 支援が必要とされる子どもたちは、定期的に通う居場所があることで、継続的な見守りにつながることができるとされています。一時的な支援にとどまらず、定期的に見守り、関わり続けることが求められています。

(施策の方向性)

- 当事者のニーズに応じた支援が適切に利用できるように、福祉サービスの適切な情報提供に努めます。
- 判断能力が不十分な高齢者、障がい者本人の財産や権利を守るため、成年後見制度が適切に利用されるよう対応策を検討します。(→成年後見制度利用促進基本計画の策定)
- 虐待を見逃さない地域の見守りや関係機関の連携などセーフティネットの構築を進めます。
- 心理的な理由や経済的な理由などで生きづらさを感じた人が孤立しないように、相談を受ける、支援につなげるなど対応できる体制づくりに努めます。
- 市民活動やボランティア活動の団体が活動を継続できるよう、相談支援や有益な情報の提供などの取組を進めます。

(具体的な取組)

3-1-1 市民活動・ボランティアの拡充

(市の取組)

取組名	取組内容等	所管課
重点 市民活動団体への支援	○市民活動センターによる活動支援 ○市民活動サポート補助金(仮称)制度による活動支援	コミュニティ推進課
	○長寿会活動の推進	介護福祉課
重点 市民活動の活性化	○まちづくりポイント制度の推進 ○まちづくり・つなぐネットの推進	コミュニティ推進課

(社会福祉協議会の取組)

取組名	取組内容等	所管課
重点 活動者の支援	○市民活動・ボランティア団体の活動支援 (相談支援・助成金情報の提供)	地域福祉課

3-1-2 福祉サービスの適切な利用促進

(市の取組)

取組名	取組内容等	所管課
福祉サービス提供事業所との連携	○障がい福祉サービス提供事業所との連携 ○介護サービス提供事業所との連携	社会福祉課 介護福祉課
情報発信・情報提供に関する取組	○「龍ヶ崎市の障がい者福祉サービス」や「社会資源マップ」などによる情報提供（再掲）	社会福祉課
	○「龍ヶ崎市の高齢者福祉サービス」などによる情報提供（再掲）	介護福祉課
専門技能等の資質向上（再掲）	○介護支援専門員連絡協議会での専門研修	健幸長寿課
	○障がい福祉サービス事業所連絡協議会での専門研修	社会福祉課
その他の支援	○おはようSUN訪問収集（家庭ごみ戸別訪問収集事業）の実施	環境対策課
情報保障に関する取組（再掲）	○市公式ホームページでのユニバーサル対応 多言語自動機械翻訳 音声読み上げ りゅうほ一音訳版の掲載 色合いの変更	シティセールス課
	○市役所窓口での情報保障対応 磁気誘導ループの設置 筆談用機器の設置 手話通訳士の配置	社会福祉課

(社会福祉協議会の取組)

取組名	取組内容等	所管課
要配慮者への情報保障（再掲）	○点字・声の広報	地域福祉課

3-1-3 生きづらさに寄り添った支援（孤独・孤立対策）

（市の取組）

取組名	取組内容等	所管課
重点 生活困窮者への支援	○生活困窮者に対する自立相談支援 ○住居確保給付金の支援 ○就労準備支援事業の実施 ○一時生活支援事業の実施 ○家計改善支援事業の実施 ○無料職業紹介事業の実施	生活支援課
	○生活困窮者世帯の子どもの学習支援 ○子どもの居場所づくり事業	こども家庭課
	○奨学生制度* ¹¹	教育総務課
自殺対策	○当事者や家族の相談支援 ○ゲートキーパー養成講座の実施	社会福祉課
引きこもり支援	○当事者や家族の相談支援	社会福祉課
ヤングケアラー支援	○相談支援体制の構築	こども家庭課
	○状況やニーズの把握を目的とした児童生徒への実態調査の実施 ○理解の促進、対応力の向上等を目的とした学校教職員対象の研修の実施	教育センター
ケアラー支援	○相談支援体制の構築	社会福祉課
	○情報伝達、困りごとの共有、孤立化防止、健康教育などを目的とした「介護者のつどい」の実施	健幸長寿課

（社会福祉協議会の取組）

取組名	取組内容等	所管課
重点 支援の提供	○生活困窮者支援（生活福祉資金貸付制度、フードバンク）	地域福祉課

*¹¹ 経済的理由で高等学校又は高等専門学校に進学し、又は修学することが困難な方を対象に奨学金を支給する制度

3-1-4 権利擁護の推進

(市の取組)

取組名	取組内容等	所管課
重点 成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進基本計画→68-70 ページ)	○権利擁護支援の中核機関・地域連携ネットワークの構築 ○成年後見制度利用支援事業 ○制度の周知・啓発、安心して利用できる環境整備	社会福祉課 健幸長寿課
虐待の防止	○相談体制の強化 ○虐待の早期発見・早期対応 ○関係機関との連携・協力体制の強化	こども家庭課 介護福祉課 健幸長寿課
消費者被害の防止	○消費生活センターの相談体制、関係機関連携の強化 ○消費者被害防止に関する啓発活動の推進	健幸長寿課 商工観光課

(社会福祉協議会の取組)

取組名	取組内容等	所管課
重点 権利擁護の推進	○日常生活自立支援事業	地域福祉課

第3節「みんなでささえあう地域づくり」取組指標 (まちづくり市民アンケートから)

指標となる項目	基準値	目標値
市民活動への支援や参加できる機会への満足度	23.4% (2021)	24.9% (2026)
地域での支え合いやボランティア活動への満足度	27.6% (2021)	30.8% (2026)

8 龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画

【計画策定の目的】

近年、高齢化の進行に伴い、認知症の高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれており、成年後見制度の必要性がますます高まっています。また、日常生活での判断等に不安を抱える方へのサポート、障がい者の「親亡き後」の問題といった成年後見制度を取り巻く様々な課題も顕在化しています。

成年後見制度は、認知症や知的障がいのある人など、判断能力が不十分な人の権利や財産を守る制度として、平成12（2000）年に介護保険制度と同時にスタートしました。しかし、当該制度の利用者数は、認知症高齢者等の数などと比較すると著しく少ない状況にあり、権利擁護や成年後見制度に関する理解・活用が進む仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

そのような中、平成28（2016）年の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村に対し、制度の利用を促進する体制として地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。本市では、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策を推進するため、「地域福祉計画」と「成年後見利用促進基本計画」を一体的に策定し取り組みます。

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

【基本目標】

基本目標1 利用者に寄り添った制度の運用を進めます

権利侵害からの保護、生活上の基本的ニーズの充足だけでなく、本人らしい生活等ができるよう、本人の意思を十分尊重するための意思決定支援を大前提とした上で、財産管理や身上保護を中心とした成年後見制度の運用を進めます。

基本目標2 地域連携ネットワークづくりと担い手の育成に努めます

地域連携ネットワークによって、保健・医療・福祉・司法を含めた連携の仕組みを構築し、制度の広報から利用の相談、マッチング、後見人支援等まで、幅広い支援に努めます。また、権利擁護支援・制度利用促進機能の強化に向けて、相談機能をはじめ、情報連携の核となる中核機関を設置します。

基本目標3 制度の利用を促進するための周知・啓発を行い、安心して利用できる環境整備に努めます

制度の理解を図るための周知・啓発を行い、制度の利用促進を図ります。また、各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。後見人の役割の認識不足などから不正事案が生じたりすることがないように、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていきます。

【具体的な取組】

(1) 権利擁護支援の中核機関・地域連携ネットワークの構築

● 中核機関・成年後見センター

成年後見制度を推進していくためには、関係する専門機関とのネットワークを構築するとともに、それを機能させていくためのコーディネーター的な役割を果たす中核機関が必要となります。また、成年後見制度の普及や啓発、相談や申立て支援など、諸事業の推進役としての成年後見センターを整備する必要があります。本市では当面、地域包括支援センター所管課に中核機関を設置し、啓発活動や相談支援、認知症や障がい特性を理解した上で支援を行える担い手の育成に取組みながら、成年後見センターのあり方について検討していきます。

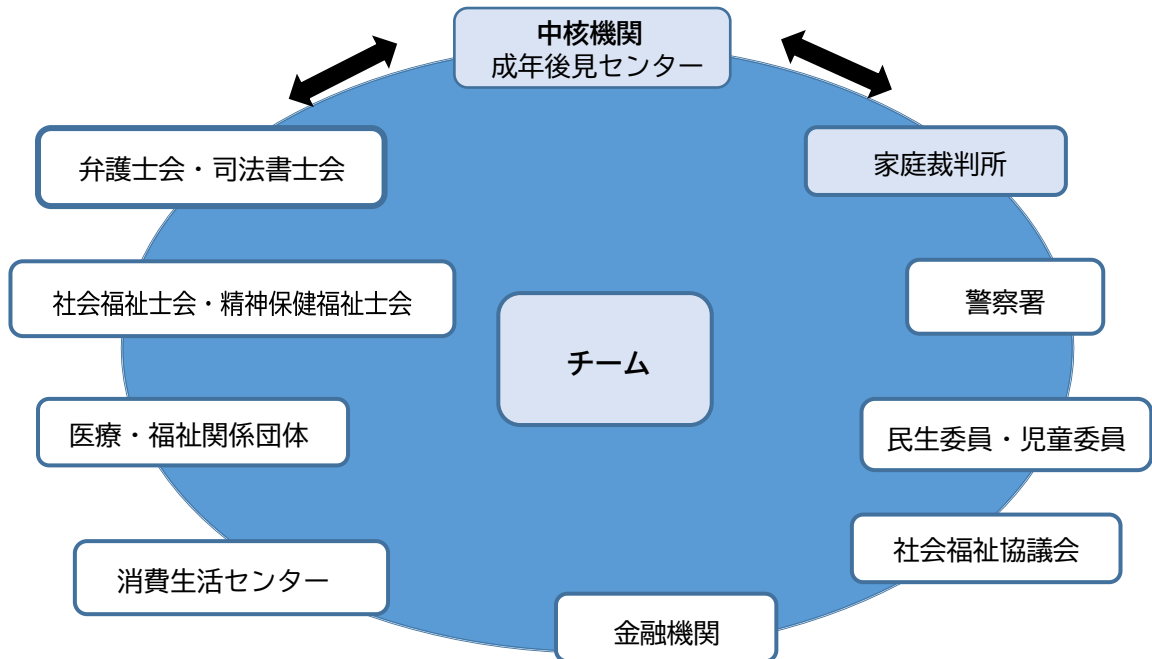
【参考】 中核機関が担う具体的機能

- ア 広報機能（成年後見制度の広報や周知）
- イ 相談機能（成年後見制度の利用に関する相談等）
- ウ 成年後見制度利用促進機能（本人と後見人候補者のマッチングや市民後見人等担い手の育成や活用）
- エ 後見人支援機能（後見人等の相談や支援等）
- オ 不正防止効果（成年後見制度の安心かつ安全な利用）

● 地域連携ネットワーク

権利擁護の支援に関係する方々が連携を図る「地域連携ネットワーク」の構築を進め、個々の案件についてチームを編成し支援する体制をつくり、権利擁護の必要な肩を速やかな支援へとつなぎます。また、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）などにも、その責務に基づき主体的に取り組みます。

【中核機関を中心とした連携支援ネットワーク】



(2) 成年後見制度利用支援事業

- **市長申立ての活用**
成年後見人等が必要な状況にあるにも関わらず、本人や親族等が申立てを行うことが難しい場合、代わって市長が家庭裁判所に申立てを行います。
- **後見人報酬費用助成**
成年後見人等に就任した場合、成年後見人等は家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行い、裁判所がその報酬額を決定します。被後見人の資力が乏しく、財産から報酬が確保できない場合、裁判所が決定した報酬額の全部または一部を市が助成します。

(3) 制度の周知・啓発及び安心して利用できる環境整備

制度の理解を図るために、多様な広報媒体等を活用して、情報発信を行います。また、制度に対する意識を高めるための地域住民向け講演会及び専門職向けの研修を実施します。各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。後見人の役割の認識不足などから不正事案が生じたりすることがないように、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていきます。

第4節 人にやさしいまちづくり

4-1 安全・安心なまちづくり

(現状と課題)

- 地域住民などによる自発的な防災活動に関する「地区防災計画」の作成が求められています。特に、災害時避難行動要支援者に対する支援のありかたについて、詳細に検討していく必要があります。
- 東日本大震災から10年以上が経過し、災害時の危機意識が薄れる中で、防災意識を高めるよう取り組む必要があります。
- 防犯サポーターによるパトロールなど、防犯の取組を実施しています。このような取組は、犯罪の抑止など何も起こらないことが重要であるため効果の可視化が難しいですが、継続的な実施が大切です。
- 管理が行き届いていない空家は、放置すれば倒壊など危険になるおそれがあります。所有者に適正な管理を求めるなど、指導体制の強化が必要です。
- 定期的な通院や買い物など、生活するうえで移動が必要なが、自力での移動が困難な人に対する支援が強く求められています。

(施策の方向性)

- 災害に備えて、発災時に地域住民どうしが協力しながら適切な対応が取れるよう、防災に関する訓練・啓発に努めます。
- 地域の防犯活動については、現在行っている取組について、定期的な見回りを継続するとともに、空家の問題に対しては管理不全の解消に努めます。
- 見守りネットワーク事業については、事業を継続するとともに、事業の充実を図ります。
- 各地域で暮らす市民の生活に関する利便性の向上を図るため、コミュニティバスや乗合タクシーなど公共交通の運営・維持とともに、高齢や障がいなどにより外出に不便が生じやすい人に配慮した移動支援の在り方の検討を行います。

(具体的な取組)

4-1-1 防災・防犯対策の充実

(市の取組)

取組名	取組内容等	所管課
重点 防災対策の充実	○自主防災組織や地域コミュニティにおける防災訓練・防災啓発 ○地区防災計画の策定・訓練の実施 ○自主防災組織に対する補助金交付 ○市民に対する防災・減災に対する意識啓発 ○災害備蓄食の供与 ○地区活動拠点指定職員による地域との連携（再掲）	危機管理課
	○災害時避難行動要支援者避難支援プランの利用促進	危機管理課 社会福祉課 介護福祉課
	○障がい者と支援者のための防災マニュアルの周知・啓発	社会福祉課
防犯対策の充実	○地域による防犯活動（防犯連絡員・防犯サポーターによる見守り活動）への支援 ○空家の適正な管理の推進	生活安全課
	○不審者情報の発信 ○見守りボランティアへの活動支援	教育総務課

(社会福祉協議会の取組)

取組名	取組内容等	所管課
重点 災害への備え	○災害ボランティアセンター運営	地域福祉課

4-1-2 見守り体制の充実

(市の取組)

取組名	取組内容等	所管課
地域による見守り体制の充実	○見守りネットワーク事業の運営	社会福祉課 介護福祉課
	○配食サービス配送時の見守りの実施	介護福祉課

(社会福祉協議会の取組)

取組名	取組内容等	所管課
高齢者の見守り活動	○ふれ愛給食サービス	地域福祉課

4-1-3 移動手段の確保

(市の取組)

取組名	取組内容等	所管課
重点 移動支援に関する取組	○コミュニティバスの運行 ○乗合タクシーの運行 ○新たなモビリティサービスの導入検討	都市計画課
	○移動時要支援者への移動支援	社会福祉課 介護福祉課
買い物支援に関する取組	○買い物支援の取組推進（移動販売のエリア拡大など）	介護福祉課
	○宅配サービス実施店舗の情報提供	商工観光課

(社会福祉協議会の取組)

取組名	取組内容等	所管課
重点 移動支援に関する取組	○福祉車両の貸出 ○車いすの貸出 ○福祉機器の貸出	地域福祉課
買い物支援に関する取組	○福祉の店移動販売の取組推進	総務課

4-1-4 健康づくりの推進

(市の取組)

取組名	取組内容等	所管課
健康維持・増進、 疾病の重症化予防	○健康体操（いきいきヘルス体操、元気アップ体操）の取組推進 ○まいん健幸サポートセンターの運営 ○てくてくロードの周知・広報	健幸長寿課
	○地域スポーツ推進事業の実施	スポーツ都市推進課

(社会福祉協議会の取組)

取組名	取組内容等	所管課
健康維持・増進 介護予防	○健康体操（いきいきヘルス体操）の取組推進	全課

第4節「人にやさしいまちづくり」取組指標（まちづくり市民アンケートから）

指標となる項目	基準値	目標値
台風や地震など自然災害への対策への満足度	38.8% (2021)	42.0% (2026)
犯罪や非行防止などの治安対策への満足度	32.7% (2021)	37.5% (2026)
市内の公共交通機関での移動の利便性への満足度	28.0% (2021)	34.5% (2026)
健康診査などの受けやすさや健康づくりのしやすさへの満足度	53.0% (2021)	56.6% (2026)

○地域の取組まとめ

地域福祉の実践には、地域での取り組みが不可欠です。以下の表は、地域の様々な取組をまとめたものです（→第2章第1節：地域資源データ参照）。

※令和4年4月1日現在、社協で把握している情報であり、全ての活動を網羅するものではありません。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により休止している場合があります。

	住民同士の交流	子ども	高齢者	防災
龍ヶ崎地区	<ul style="list-style-type: none"> ○カラオケ・輪投げ ○歩け歩け ●町内運動会・ふれあい交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ○わたげん：高齢者と児童交流会 ○小学校卒業記念もちつき大会 ○あいさつ運動（小学校） ●市子連：6単位 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者サロン：3か所 ●長寿会：11単位 ●敬老会 	<ul style="list-style-type: none"> ○資材点検・小学校合同防災訓練 ●防災訓練
大宮地区	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校と協議会合同運動会 ○夏休みボーリング大会 ○大宮ふるさと協議会交流会 ○グラウンドゴルフ大会等 	<ul style="list-style-type: none"> ○昔遊び交流 ●市子連：1単位 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者サロン：1か所 ●長寿会：6単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校合同防災訓練 ○防災研修会
長戸地区	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ大運動会 ○コミュニティまつり ○グラウンドゴルフ ○バス旅行 等 		<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者サロン：3か所 ●長寿会：3単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練 ●自主防災組織の個別訓練
八原地区	<ul style="list-style-type: none"> ○夏祭り・音楽会・輪投げ・昔遊び交流等 ●長寿会と子ども会の交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの居場所（映画鑑賞会） ●市子連：1単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○敬老の集い ●高齢者サロン：2か所 ●長寿会：5単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校合同防災訓練 ○安否確認訓練（無事です旗） ●防災訓練

○：地域コミュニティ協議会の取組、●：地区内の住民自治組織の取組

	防犯	環境美化	地域課題勉強会・意見交換会	そのほか
龍ヶ崎地区	○防犯講習会 ○防犯パトロール	●公園除草	○福祉講演会	○広報紙「つどい城山」発行
大宮地区	○防犯パトロール ○カーブミラー清掃 ○登下校の見守り ○防災講習会	○ホテル観賞会	○区長会（毎月）	○広報紙「えがお」発行 ○ふるさと祭り ○親睦研修旅行
長戸地区	○防犯パトロール ○自治組織へ資機材の支援	●公園除草		○広報紙「輪・ながと」発行
八原地区	○下校時見守り活動 ○愛犬とおさんぽパトロール ○防犯パトロール（青パト）	○さんさん館花いっぱい	○みなづき会（自治会長・民生委員の顔合わせ（毎年7月））	○広報紙「やはら」発行

	住民同士の交流	子ども	高齢者	防災
馴柴地区	<ul style="list-style-type: none"> ●文化祭・ラジオ体操 ●餅つき・花見・輪投げ大会 ●夏祭り・星空観測会等 	<ul style="list-style-type: none"> ○昔遊び交流 ●青少年育成市民会議（馴柴支部）（観劇・陶芸・標語など実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ○敬老会 ●高齢者サロン：7か所 長寿会：11単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災訓練 ○災害時無線交信訓練実施 ●防災訓練 ●安否確認旗の配布
川原代地区	<ul style="list-style-type: none"> ○納涼夏祭り・歩け歩け大会 ○ならせ餅・鳥追い ○グラウンドゴルフ等 ●昔遊び三世代交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○サマーキャンプ ○昔遊び交流 ●川原代小学校教育後援会 	<ul style="list-style-type: none"> ○健幸ふれあい祭り ●お助け隊（NPO法人） ●長寿会：3単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校合同防災訓練 ○防犯講習会 ●防災訓練
北文間地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ならせ餅・鳥追い ○歩け歩け大会 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どものアートクラブ ●高齢者・子どもサロン：1か所 ●映画会・子どもお楽しみ会 	<ul style="list-style-type: none"> ○外出支援のバス研修 ○敬老の集い ●高齢者・子どもサロン：1か所 ●長寿会：3単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練 ○マイタイムライン訓練 ○ハザードマップウォッチング ○避難行動要支援者安否確認訓練 ●防災マニュアル・安否確認訓練 ●自衛消火訓練 ●災害時安否確認カード
龍ヶ崎西地区	<ul style="list-style-type: none"> ○バス旅行 ○歩け歩け 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもまつり ○昔遊び交流 ●市子連：1単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○敬老お楽しみ会 ●高齢者サロン：3か所 ●長寿会：4単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域オリジナル防災の手引き ○防災マップ ○地域防災訓練 ●防災訓練

○：地域コミュニティ協議会の取組、●：地区内の住民自治組織の取組

	防犯	環境美化	地域課題勉強会・ 意見交換会	そのほか
馴柴地区	○防犯パトロール（青パト） ○各町内の防犯活動の支援 ○講演会 ●夜間防犯パトロール	○花づくりコンクール ●花いっぱい運動	●自治会長・民生委員・長寿会の3者顔合わせ（毎年7月）	○広報紙発行
川原代地区	○防犯講習会 ○防犯パトロール（青パト） ○下校時の見守り	●花いっぱい運動	●町内会（班長会議）毎月開催	○広報紙「河原城」発行
北文間地区	○防犯パトロール（青パト） ●空き巣防犯活動（防犯カメラ設置）			○広報紙発行
龍ヶ崎西地区	○防犯防災パト（月1回） （各町内各所に消火器設置）	○花いっぱい運動	●区長会を定期的実施	○広報紙「西の風」発行 ○『西の風物語』作成 ※地区の名所を調査した冊子

	住民同士の交流	子ども	高齢者	防災
松葉地区	○ニュータウン夏祭り ○どんと焼き	○夏休み移動教室 ○子ども食堂（個人宅）	○高齢者支援検討会 ●高齢者サロン：4か所 長寿会：1単位	○防災訓練 ○地区防災検討会 ●防災訓練 ●災害時安否確認タオル
長山地区	○新春まつり・秋まつり ○長寿会と小学生との交流	○夏休み子ども向け講座 ●美浦特別支援学校と交流	○ふれあい交流会 ●高齢者サロン：4か所 ●長寿会：1単位 ●高齢者サークル：1団体	○小学校合同防災訓練
駒馬台地区	○ひなっこまつり ○輪投げ・歩け歩け ●納涼祭	○ふれあい学習 ○まちなかハロウィン ●市子連：1単位	○ふれあい談話室（落語・軽音楽など） ●長寿会：1単位	○地域防災訓練 ●防災訓練
久保台地区	○夏休みラジオ体操 ○音楽会・わくわく祭り ●もちつき・懇親会・バス旅行等	○夏休み子ども向け講座 ○未就学児対象の親子講座（幼稚園・保育園に協力依頼） ●サロン：1か所	○お楽しみ敬老会 ○終活・認知症予防講座 ●高齢者サロン：2か所 ●長寿会：1単位	○小学校合同防災訓練 ●防災訓練
城ノ内地区	○しろのさと祭り（敬老会） ●もちつき・納涼祭等	○居場所づくり（夏休み中） ○大人と遊ぼうデー（夏休み中） ●市子連：1単位	○お助け隊（専用車あり） ●高齢者サロン：1か所 ●長寿会：4単位	○小学校合同防災訓練 ○防災研修会 ○防災力1UP講座 ●防災訓練

○：地域コミュニティ協議会の取組、●：地区内の住民自治組織の取組

	防犯	環境美化	地域課題勉強会・意見交換会	そのほか
松葉地区			○高齢者支援意見交換会実施 ○地区防災検討会実施	○広報紙発行
長山地区	○パトロール実施 ○防犯啓発のぼり旗設置 ○登下校の見守り ○夕方防犯パトロール	○へび沼公園再生プロジェクト	○自治組織委員会（毎月開催） ○自治会長・民生委員の顔合わせ ○自治会・民生委員の意見交換	○広報紙「ぶらざ」発行
馴馬台地区	○防犯講習会		○自治会・区への活動応援金	○広報紙「ひなっこ」発行
久保台地区	○防犯パトロール（青パト） ○防犯講話会	○美化活動	○自治組織委員会 ○自治会長・民生委員顔合わせ	○広報紙「わくわく」発行
城ノ内地区	○お助け隊：登下校の見守り ○各地の防犯パトロール支援	●清掃活動（長寿会と合同）		○広報紙「しろのさと」発行

第5章 計画の推進体制

■ 第1節 地域福祉推進の考え方

地域福祉を進める際には、地域の実情に合わせて取り組む必要があります。同じ市内でも地域により特徴は違います。地域ごとに福祉課題も異なるでしょう。ある地域で成果が出た取組が、他のすべての地域で有効とは限りません。そこで、地域のことを良く知る地域住民が主役になって、地域福祉に取り組んでいくことが重要です。

そのためには、地域福祉の担い手が集まり、地域の現状を見つめながら、どのような地域社会の実現を目指すかについて幅広く合意形成しながら目標を定め、参画者でその役割を分担しあい、協働で取り組むことが求められます。本計画は、その実践の参考になることを目指します。

第2節 計画推進のための役割分担

本計画を推進するにあたり、以下のような様々な関係者が互いを尊重し、それぞれにとって最適な役割を分担しながら、地域課題の解決に向けて連携・協力していくことが重要です。地域や課題によって、担う役割の範囲が変わる場合があるかもしれません。ここでは一例として紹介します。

主体	役割（例）
市民（地域住民）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉を担う主役であることへの理解・周知 ○顔の見える関係の構築と関係性の継続
地域（ボランティア・地域活動団体、住民自治組織、コミュニティ協議会、民生委員・児童委員）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が地域福祉活動を推進する基盤・きっかけの場 ○行事・奉仕活動・あいさつ声かけ・居場所づくりなど、交流や活動の場（拠点） ○支援が必要な方への定期的な見守り活動
福祉に従事する事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○提供するサービスの質の担保、人材育成 ○他のサービスを提供する事業者間の連携
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の中心的な実践者・推進者（旗振り役） ○地域に入り込んでの実践 ○市との協働・連携
市	<ul style="list-style-type: none"> ○許認可・再分配・強制介入など、強い権限を行使して実施すべき取組の実践 ○制度構築など、広域に定めるべき事項の実施 ○社協との協働・連携
全体	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の意識醸成と理解促進 ○他の主体との連携・協力・情報共有

第3節 取組の点検・評価・見直し

本計画の実行にあたっては、第2期計画に引き続き、PDCAサイクルを導入して行います。

本市と社協が実践する取組のうち、重点項目など進展・発展の経過観察が必要な取組は、定期的に進捗管理を行います。長期目標・中間目標を定め、取組の進捗状況の点検・評価を行います。ただし、他の個別計画等で進捗管理を行っている項目は、重複となることから、本計画の進捗管理の対象外とします。また、進展的でないものの定例的に実施する取組については、進捗管理ではなく実績報告とします。これらの進捗や実績については、地域福祉計画推進委員会に報告します。

資料編

○策定経過

年月日	内容
令和3年4月～6月	地域福祉に関するアンケート（地域コミュニティ協議会対象） 全地区の地域コミュニティ協議会にアンケートを依頼 配布数：655 回収数：287 回収率43.8%
令和3年6月～7月	地域福祉に関するアンケート（市民対象） 18歳以上の市内在住の人 男女・地域別 無作為抽出 配布数：2,000 回収数：677 回収率：33.9%
令和3年6月26日	まちづくり市民ワークショップ（企画課主催）
令和3年7月12日	令和3年度第1回地域福祉計画推進委員会 策定方針について
令和3年7月～11月	団体ヒアリング 6団体に対して実施（次ページ表参照）
令和3年10月	関係課ヒアリング① 地域福祉に特に関連する5課を対象に実施
令和4年1月26日	令和3年度第1回地域福祉計画推進委員会 骨子（案）について
令和4年3月	関係課ヒアリング② 10月実施の5課を除く関係課を対象に実施
令和4年6月24日	令和4年度第1回地域福祉計画推進委員会 計画の策定について（諮問） 素案について
令和4年7月15日	令和4年度第1回地域福祉計画策定委員会 素案について

・団体ヒアリング 6団体

（特非）NGO未来の子どもネットワーク	上米サロンわかば
浅間ヶ浦おしゃべりサロン	竜ヶ崎第二高等学校
城ノ内お助け隊	南が丘自主防災会

○龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会条例

平成 28 年 3 月 24 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき龍ヶ崎市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定し、かつ、地域福祉計画に掲げる施策を推進するため、龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 地域福祉計画に掲げる施策の推進に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域福祉活動を実践している者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募の市民(龍ヶ崎市まちづくり基本条例(平成 26 年龍ヶ崎市条例第 58 号)第 3 条第 1 号に規定する市民(法人その他の団体を除く。)をいう。)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○地域福祉計画推進委員会委員名簿

	区分	氏名	
地域福祉活動を実践している者	龍ヶ崎西コミュニティ協議会	振田 美登	
	龍ヶ崎地域コミュニティ協議会	武田 和芳	
	長山地域コミュニティ協議会	山本 隆文	○
	松葉小学校区協議会	披田 信一郎	●
	馴染まちづくり協議会	宮本 はな	○
	川原代ふれあい協議会	松田 清	●
	久保台小学校区わくわく協議会	松尾 周子	
	八原まちづくり協議会	太田 建一	○
	長戸コミュニティ協議会	清原 久雄	●
	城ノ内コミュニティ協議会	椎名 とも子	●
関係団体の推薦を受けた者	龍ヶ崎市民生委員児童委員連合協議会	佐々木 孝誠	○
		永野 浩	●
	龍ヶ崎市住民自治組織連絡協議会	小澤 利幸	
	龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会	稲川 めぐみ	
	龍ヶ崎市長寿会連合会	平野 憲治	○
青山 しげ子		●	
社会福祉事業に従事する者	社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会	杉野 美左子	
学識経験者	流通経済大学	高口 央	○
		佐藤 純子	●
公募の市民		渡部 重治	○
		小更 修	○
		岩野 貞子	○
		佐子川 淳子	●
		遠田 康人	●

○の委員は令和4（2022）年5月31日まで

●の委員は令和4（2022）年6月1日から

○龍ヶ崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき，龍ヶ崎市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定について協議するため，龍ヶ崎市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は，計画の策定に係る調査及び検討に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は，委員長，副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は，福祉部長をもって充てる。
- 3 副委員長は，社会福祉課長をもって充てる。
- 4 委員は，別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

- 2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が必要に応じて招集し，その議長となる。

- 2 委員長は，必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は，福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

付 則

この告示は，令和4年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

危機管理課長	生活支援課長	こども家庭課長	介護福祉課長	健康増進課長
健幸長寿課長	コミュニティ推進課長	都市計画課長	文化・生涯学習課長	
社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会事務局長				

龍ヶ崎市第3期地域福祉計画

令和4年12月発行

発行：龍ヶ崎市

社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会

編集：龍ヶ崎市福祉部社会福祉課

社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会

〒301-8611

〒301-0007

龍ヶ崎市 3710 番地

龍ヶ崎市 馴柴町 834-1

0297-64-1111（代表）

0297-62-5176

地域福祉計画 第2期計画→第3期計画体系対応表

第2期計画

基本目標1 やさしい思いやりの心を育てる

- 1-1 地域福祉を担う人づくり
 - 1-1-1 地域福祉意識の向上
 - 1-1-2 地域福祉を支える人材の発掘・育成

基本目標2 ふれあいの輪を広げる

- 2-1 地域交流の活性化
 - 2-1-1 人々の交流の促進
 - 2-1-2 既存施設の活用（居場所づくり）
 - 2-1-3 地域情報の発信・交換
- 2-2 地域ネットワークの推進
 - 2-2-1 相談支援体制の確立
 - 2-2-2 保健・医療・福祉の連携体制づくり

基本目標3 みんなでささえあう地域づくり

- 3-1 福祉活動の推進
 - 3-1-1 市民活動・ボランティアの拡充
 - 3-1-2 福祉サービスの適切な利用促進

基本目標4 人にやさしいまちづくり

- 4-1 安全・安心なまちづくり
 - 4-1-1 防犯・防災対策の充実
 - 4-1-2 見守り体制の充実
 - 4-1-3 生活困窮者への支援
 - 4-1-4 移動手段の確保

第3期計画

基本目標1 やさしい思いやりの心を育てる **人づくり**

- 1-1 地域福祉を担う人づくり
 - 1-1-1 地域福祉意識 **をはぐくむ**
 - 1-1-2 地域福祉を支える人材 **を育てる・活かす**

基本目標2 ふれあいの輪を広げる **つながりづくり**

- 2-1 地域交流の活性化
 - 2-1-1 人々が **つながれる** 交流 **機会** の促進
- 2-2 地域ネットワークの推進
 - 2-2-1 相談支援体制の **維持・充実**
 - 2-2-2 **地域福祉に関する** 連携体制づくり
- 2-3 地域福祉に関する情報発信・情報伝達**
 - 2-3-1 受け手に伝わる情報発信・情報伝達**

基本目標3 みんなでささえあう地域づくり

- 3-1 福祉活動の推進
 - 3-1-1 市民活動・ボランティアの拡充
 - 3-1-2 福祉サービスの適切な利用促進
 - 3-1-3 権利擁護の推進**
 - 3-1-4 生きづらさに寄り添った支援（孤独・孤立対策）**

基本目標4 人にやさしいまちづくり

- 4-1 安全・安心なまちづくり
 - 4-1-1 **防災・防犯** 対策の充実
 - 4-1-2 見守り体制の充実
 - 4-1-3 移動手段の確保
 - 4-1-4 健幸づくりの推進**

①集約

②昇格

③取り出し・昇格

④移動

⑤追加

- ①2-1-2はハードに関する事。
内容は同趣旨のため、集約する。
- ②必要な情報が得られないという声多数。
地域情報に限らず情報発信や伝達について改善に取り組むべきだと考え、昇格する。
- ③権利擁護については、取組強化方針。
そのため、これを独立させて昇格する。
- ④福祉の支援が必要な理由の本質は、
経済的な困窮ではなく、周囲からの孤立だと考え、寄り添うことの大切さを重要視。
よって安全・安心からささえあいに移動する。
- ⑤健康増進や病気等の予防については、
福祉の中でも重要な役割を持っているものの、
現在まで計画に盛り込まれてこなかった。
ガイドラインにも予防に関する言及があるため、
追加する。

※そのほか、基本目標を「〇〇づくり」で終わるよう文言の統一を図った。

第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の修正方針について

前回委員会でいただいたご意見を踏まえて、記述のしかたや取組の最適な分類方法などを改めて検討し、前回から変更や修正を加えた点をご説明します。

●体系図を、第2期計画を基本とした形に改めました。

前回委員会においては、第2期計画の実績・評価や課題整理を行いつつ、これまでの取組に加えて新たな課題も含めて取り組むために、市と社協以外の取組も含めた形での計画策定を目指し、新たに「そだてる・はぐくむ」「つながる・ささえる」「そなえる」「つたわる」と4つの観点を導入した体系をご提案しました。

しかし、前回委員会では、第1期計画から第2期計画のときには引き継がれていた基本理念や基本目標が第3期計画の骨子や素案で刷新されたことにより、第2期までの計画で積み上げてきた方針を変えてしまうのか、とのご意見が寄せられました。このことは同様に、多くの市民の皆さんにもそのように受け取られてしまう可能性が高いのではないかと感じました。

委員の皆様からのご意見を重く受け止め、改めて検討した結果、取組の分類（＝計画の体系）については、基本的に第2期計画のものを受け継ぐ形が地域福祉を推進するうえで最適であると考え、今回ご提案することとしました。基本理念は、そのまま第2期までの計画のものを受け継ぎました。基本目標は、フレーズの終わりを「〇〇づくり」で揃えました。基本施策は、個々の項目の位置づけを検証しながら、集約や移動など必要に応じて修正しました。

●各章のつながり、文章（話題）の流れに心がけました。

上の項目は第1期計画から本計画に至るまでのつながりについてのご説明でしたが、ここでは、本計画内の前後関係のつながりについてご説明します。

前回委員会では、特に第2章の課題整理から、第3章の体系図への集約、また、第4章の具体的な取組への展開、また第4章自体の構成についても、それぞれがぶつ切りになっており、つながりが不明確だとのご指摘がありました。

修正にあたり、前回の会議でも方針をお示しした通り、第2章の終わりには第3章の体系図につながるよう課題をとりまとめ、方向性を示しました。また、第4章については、第2章で触れた課題を中心に「現状と課題」を示し、そこから市や社協が取り組む「施策の方向性」へと話題を転換し、その後「具体的な取組」として具体的な取組内容を紹介しています。

事業内容について、名称からではわかりにくいものについては、ページ下部に脚注を付して解説として追記しました。

そして、第4章各節の最後には取組指標を示しています。この項目は、次期最上位計画や第2期計画とのつながりも考慮しながら、まちづくり市民アンケートの調査項目を用いることとしました。また、目標値については、次期最上位計画で示す数値に合わせることにしました。数値は現時点での次期最上位計画で確認したもので、今後最上位計画の方で変更となった場合には、それに合わせて変更することとします。なお、次期最上位計画に掲載がない項目については、次期最上位計画の目標値設定方針にならい、①上昇傾向にあるもの・上昇が見込めるものはその推移状況から数値を設定する、②停滞・下降傾向にあるものは、直近3回のアンケート結果の最高値を採用する、という考え方に合わせることにしたいと考えています。

●取組内容の記載の明確化に努めました。

前回の素案では、市と社協の取組内容を分けずに掲載していたため、それぞれの役割分担が不明確でした。それぞれの実施内容が明確になるよう表を分けて掲載し、結果的に第2期計画の体裁を踏襲する形としました。

また、取組内容の記載について、事業名しか記載していない箇所がありました。事業名称を列記するだけでなく、どのような行動を取るかを明確にする記述に改めました。

●第1章第3節「本計画の位置づけ」の記述を改めました。

社協の「地域福祉活動計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」との一体的な策定について、その理由の記述がない、あるいは不十分だとの指摘があったことについて、第1章第3節にその旨を追記しました。

また、本計画も個別計画である旨の記述とし、他の計画が分野別であるのに対して、本計画は各分野のうち地域に関することを対象とした横断的な個別計画であることを示しました。

令和4年度第2回地域福祉計画推進委員会 事前質問及び回答一覧

議事(1) 龍ヶ崎市第3期地域福祉計画(素案)について

(清原委員)

【質問】

アンケートの回答率と目標値の設定について
(具体的な質問については、別紙をご参照ください)

【回答】

数値目標として用いているのは、「まちづくり市民アンケート」で、これは最上位計画策定にあたり企画課が実施しているものです。令和3年度に実施したアンケートを基に、最上位計画では目標値を設定しています。ちなみに、こちらの回答率は38.4%でした。

質問文中で示されたアンケートの回答率は、当課が本計画策定にあたり実施した「地域福祉に関する市民アンケート」のもので、まちづくり市民アンケートとは別のものです。

当課が実施したアンケートの委託業者から聞いた話では、この種の行政によるアンケートの回答率は、35%が一つの基準とされているそうです。

まちづくり市民アンケートはこの目安となる数値を超えていますが、地域福祉に関する市民アンケートは若干下回っています。本計画の策定にあたっては、このアンケートのほか、地域コミュニティ協議会へのアンケートやヒアリングを実施し、地域のご意見をいただきながら進めてまいりました。

地域福祉に関するアンケートの自由記述には、「設問の量が多い」「内容が難しい、回答しにくい」などのご意見もいただいています。今後のアンケートは、このようなご意見に留意しながら実施してまいります。

(松尾委員)

【質問】

- 1 p5、58、66 ヤングケアラーに関する記載について
- 2 p5 SDGsの掲載のしかた(17のゴールの表示)について
- 3 在住外国人への支援に関する記述について
- 4 第2章第2節の課題整理の構成について
(p35-40で実績・評価・課題、p41のまとめを、なぜ分けたのか)
- 5 p46-47の体系図中、
 - ①基本目標2と4に、SDGsのゴールとして目標13も該当するのではないか

- ②すべてに目標 17が含まれているが、どのような意図か
6 p73 「新たなモビリティサービス」とはどのようなものか
(具体的な質問については、別紙をご参照ください)

【回答】

- 1 p5、58、66 ヤングケアラーに関する記載について
5 ページの「社会の動向」の中で、ヤングケアラーについては件数として少なくないにもかかわらず、この言葉が明記されていないことから、きちんと明記するべきではないかのご指摘かと存じます。
「ヤングケアラー」は、報道等でもよく見聞きする用語であることから、文中の社会問題の具体例の中に追加します。
- 2 p5 SDGs の掲載のしかた (17 のゴールの表示) について
5 ページにSDGs アイコンを掲載していますが、図が小さいためアイコンの中の文字が読めず、各目標がわからないというご指摘かと存じます。たしかに現在のサイズでは読めませんので、図を大きくして、アイコンの文字が読めるように改善します。
- 3 在住外国人への支援に関する記述について
在住外国人に対する支援とありますが、人づくりや情報伝達の箇所で具体的に示すべきだというご指摘だと受け取りました。
前回の委員会では、佐子川委員から、在住外国人など日本語の理解が困難な人への取組について事前質問があり、市内の状況をご紹介したところでした。そのうち、市の取組に該当するものが第4章に反映されていませんでした。つきましては、関係課と調整を進めながら追加できるよう前向きに検討してまいります。
- 4 第2章第2節の課題整理の構成について
(p35-40 で実績・評価・課題、p41 のまとめを、なぜ分けたのか)
35 ページから 40 ページの課題整理については、第2期計画の項目を単位としてお示ししており、41 ページでは直前までで整理した課題を受けて、第3章でお示しする計画の体系への導入としてまとめなおしています。
この 41 ページの表がなく 40 ページまでの表をお示しただけで第3章に展開したのでは、体系図が突然出てきてわかりにくいと判断し、課題整理と計画体系の橋渡しのためにこの表を設けています。
- 5-① p46-47 の体系図中、基本目標2と4に、SDGs のゴールとして目標13も該当するのではないか

基本目標2「ふれあいの輪を広げるつながりづくり」と、同4「人にやさしいまちづくり」に、SDGsのゴールのうち目標13「気候変動に具体的な対策を」が入ってもいいのではないかとのご指摘です。

目標13の内容について詳しく調べてみたところ、13-1「気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる」というものがあり、これは基本目標4の4-1-1「防災・防犯対策の充実」に合致するものと考えられることから、表示を追加することとします。その他の目標についても改めて確認し、検討します。

5-② p46-47の体系図中、すべてに目標17が含まれているが、どのような意図か先ほどの5-①同様、目標17について確認すると、17-14「持続可能な開発のために、一貫した政策がとられるように強化する」、17-17「さまざまなパートナーシップの経験などをもとにして、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップをすすめる」というものがあります。特に17-17については、様々な関係者が様々に関わり合いながら協働して課題解決に取り組むという地域福祉全体に通底する考え方に重なることから、すべての基本目標に目標17を掲げています。

6 p73 「新たなモビリティサービス」とはどのようなものか

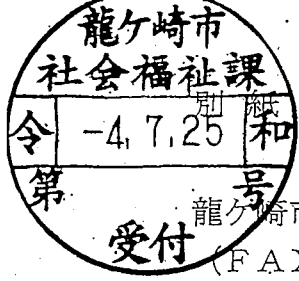
(都市計画課) 現在本市では、新たなモビリティサービスとして、「AIオンデマンド交通」について調査・検討を行っておりますので、そちらについてご説明いたします。

「AIオンデマンド交通」が従来の路線バスと大きく違うのは、路線バスが、決まった時間に決まったルートを実行するのに対し、「AIオンデマンド交通」は、予約があったときのみ運行し、ルートは予約の状況に応じて柔軟に決定することができる点があげられます。

停留所から停留所までを移動するという点ではバスと同一ですが、タクシーのように、要求(デマンド)に応じて効率的なルートで運行することができることから、バスとタクシーの中間の性質を持つ公共交通機関と言われております。

メリットとしては、ルートに縛られず停留所が設置できることから、バスよりも広いエリアをカバーできること、予約(必要)がなければ運行しないため、環境負荷の低減が図れることなどがあげられる一方、デメリットとして、他の利用客の要求によりルートが変更される場合があることや、バスと比べ、乗車するのに予約が必要になることなど、まだまだ調査・検討が必要な段階です。

引き続き、既存の公共交通機関と組み合わせることで、よりよい地域公共交通ネットワークが構築できるよう、今後も検討を続けて参ります。



佐伯様

龍ヶ崎市福祉部社会福祉課 行
(FAX: 0297-64-7008)
(メール: syakai@city.ryugasaki.lg.jp)

令和4年度第2回龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会 質問事項報告書

氏名	清原 久雄
連絡先 (電話・メールアドレスなど)	

※ご質問の内容について、今後連絡をさせていただく際の連絡先をご記入ください。

質問事項

第4章「地域福祉の取組」では市民アンケートの結果を
もとに、基準値・目標値を記載してありますが、
アンケートの回収率は33.9%と低かった。
これでは市民の総意とは言えないのではないか。
次回実施の際は、答えやすい設問等、
回収率アップのための対策が必要と思うが、
いかがでしょうか？

※ 7月25日(月)正午までのご提出にご協力くださいますよう、よろしく
お願いします。



NO. /
DATE

令和4年7月25日

龍ヶ崎市福祉部社会福祉課 御中

松尾 周子

第2期地域福祉計画、第2期地域福祉活動計画(案)を作成していただき、
役員の皆様のご辛苦に対し感謝申し上げます。
両輪の協同で作成いただき、安心いたしました。

今回の案を拝見し、気になるところを以下に記します。

- 5P. 社会動向文中、「デジタル」として一括で明記していただくことが
の問題は、現在小学生15人1人1台の状況から見て、無視できるものではありません。
本文中、58P、66Pには文章だけでなく、掲載し支援の対象とする」と感じさせて
いただく。このような状態のわかりやすさ丁寧な扱ってほしいと思います。
- 5P. SDGs. について、17のゴールが掲載されています。印刷の時は、ターゲットの掲載
可能な開発目標へのは、よりと分かるようにしてほしい。
- 14P. 人口推移を考えた時、龍ヶ崎には在日の方が多くおられ、人口、世帯数の
増加していると思われ、U/V 本計画書の中からは、支援施策等には何もないか
かと思われ、SDGs. を考えた場合、目標3(すべての人々の健康と福祉)には、何
取り組まなければならない事があると思います。文中に記すべき場所として52Pとその
一例でよいかと思っております。
又関連する65P 福祉サービスの適切な利用促進中、多言語自動機械翻訳
のあり、61P 受取手による情報発信・情報伝達の中、市役所窓口での情報
保障対応の中に入れてほしいと思っております。
- 35P. の基本目標の中、実績・評価、課題があり、41P. は計画体系の形成に
向けた方向性が別途掲載していただく必要はございません。
別添理由を教示下さい。
- 36P. ~ 47P. 計画の体系の中、基本目標をSDGs. が記載されています。又(ふたつ)の
や(ふたつ)の目標(気候変動に具体的な対策)が入らないのはおかしい
と思われ、明記していただく理由を教示下さい。又、全ての目標17(パートナーシップ)

目標達成(功)に到ります。これは「誰か」が「何」をしたか、という考えが、いいと思います。

6. 7/29 移動手段の確保の中、新規のモーターサイクルの導入検討とあります。その際の機能と持つための物、人の移動に、どのような活用が出来るか、今後のために「教示」下さい。

以上乱筆、乱文お許し下さい。

7月25日現在、再度気付いた点について当日に「教示」下さい。

以上